

指定管理者評価表（令和5年度）

1. 施設概要

施設名	柳生の里観光施設	評価主体	観光経済部 観光戦略課
指定管理者	柳生観光協会 (非公募)	指定の期間	令和5年4月 1日から 令和8年3月31日まで (3年間)
設置目的	柳生の里を訪れる観光客及び市民の観覧と利便に供するため。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認(年1回) ・業務報告(月報・日報)の確認 ・現地調査(随時)	利用者の満足度調査等	旧柳生藩家老屋敷お客様アンケート	実地調査実施日
-------------	--	------------	------------------	---------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	使用料収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和5年度	旧柳生藩家老屋 4,794,000 旧柳生藩陣屋跡 552,000 柳生観光駐車場 3,123,000	旧柳生藩家老屋敷 993,580 柳生観光駐車場 1,302,800	旧柳生藩家老屋敷 6,500人 柳生観光駐車場 1,700台	旧柳生藩家老屋敷 3,235人 柳生観光駐車場 2,325台	旧柳生藩家老屋敷357日 旧柳生藩陣屋跡 366日 柳生観光駐車場 366日	100	100	—
令和4年度	旧柳生藩家老屋 4,794,000 旧柳生藩陣屋跡 527,000 柳生観光駐車場 2,296,000	旧柳生藩家老屋敷 1,156,780 柳生観光駐車場 1,441,800	旧柳生藩家老屋敷 6,500人 柳生観光駐車場 1,700台	旧柳生藩家老屋敷 3,869人 柳生観光駐車場 2,571台	旧柳生藩家老屋敷356日 旧柳生藩陣屋跡 365日 柳生観光駐車場 365日	100	100	—
変動の大きい指標の変動理由	令和4年度は周辺観光地(一刀石)に酷似した場面が登場するアニメが人気を博したため、柳生観光駐車場使用料が例年に比べ多かったが、令和5年度は通常に戻った。							
特記事項								

- ※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
- ※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
- ※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	旧柳生藩家老屋敷及び柳生観光駐車場は、条例や業務仕様書に規定の使用料を徴収しており、平等に利用されており、日報及び月報による報告も適時行っている。旧柳生藩陣屋跡については、使用料が無料であり、市民及び観光客の憩いの場として利用されている。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	奈良市情報公開条例及び同施行規則に基づき、施設の管理運営についての情報や指定管理者に関する情報については、情報公開請求があれば迅速に公開できるようにしていた。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	条例の遵守に限らず、リスク回避のためのルール設定、運用等を検討し、整備を行った。また倫理観を持って業務を行うようにしていた。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られること	経理の適正性	公の業務として経理の執行が適正に行われたか。	使用料の取扱いについては、業務実施要領に基づき適正に行うように努めた。柳生観光協会として、会計監査を実施し、決算時にも税理士等の指導により会計処理を行っている。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	業務実施要領に基づいて維持管理を行った。毎日施設内や事務室内を点検し、清掃等がしっかりと行われているか確認した。また、夜間は警備保障会社による機械警備を実施している。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故、災害等の非常時の対応について、業務仕様書等に定める水準どおりに行われたか。	防犯警備、火災監視、緊急時対応等、業務要領に記載されている内容の他に、責任者による施設及びセキュリティ設備の確認強化を実施。緊急時に職員間及び関係機関に即時連絡できるよう連絡体制も整備している。	適

(2) 点数評価項目 【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どりの状態 C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおり事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	施設の運営管理だけでなく、コンテンツツーリズムの一環としてコスプレ受入を実施し、柳生への新たな観光客、リピーターの獲得に努めた。	A
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおり事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	計画どおり事業が実施され、ツアー造成等計画になかった事業の実施もあった。	A
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進、サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。苦情及びトラブルの適切な対応及び防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	メディア露出や奈良市東部出張所と連携したさやま民泊5周年記念事業「柳生古地図の作成」を実施するなど来訪客促進の取組を行った。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	施設内及び備品の破損等の防止に努め、必要不可欠な経費以外は極力抑えるように職員全員が意識をして、事務を遂行した。	A
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む。)を満たし、効果的な職員の配置、勤務体制(指揮系統、責任権限含む。)であったか。	効果的な職員の配置とするため、必要最小限の人数を配置。また、書物等を通じ、柳生の歴史を研究し知識向上に努め、職員全体で共有することで観光案内に活かした。	A
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営業務その他類似事業の業務の実績、ノウハウが施設管理に効果的に反映されていたか。	平成18年度から指定管理者として、奈良市柳生の里観光施設を管理しており、そこで培ったノウハウを業務に活かしている。柳生観光協会の会員が職員であり、各施設にも地元在住者を基本的に配置、地域に精通しており、地元との関係構築、管理運営に適している。	A
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	柳生観光協会は、昭和43年4月の設立以降40年以上に渡って健全に運営されている。市補助金が歳入の多くを占める状態ではあるが、会費や事業収入等の自主財源もあり財務状況は安定している。	A
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること				

5. 総合評価

総合評価	条例、事業計画、業務仕様書及び業務実施要領に基づいて、適正な施設の管理運営を行ったといえる。柳生地区の観光拠点として、観光客への対応や問合せに対して丁寧な対応をしており、重要な役割を果たしている。 柳生は、観光資源も多く魅力のある地域であることから、柳生の里観光施設も含めて、今後の発展が期待される。
指定管理者に対する指示・指導事項	お客様アンケートの内容を参考に、ニーズに合った情報発信・誘客ができるよう指導した。また、近年増えつつある若年層の柳生ファン・コスプレファンに対しても、継続して情報発信を行い、観光客増加・地域の活性化につなげていくよう指導した。また、引き続き適正に経理の執行をするように求めた。

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	柳生さくら祭ツアー等の広報をホームページやSNSを利用し積極的に実施している。また、若年層の誘客に向けて、コスプレイベントを継続的に実施するなどコンテンツツーリズムの強化に取り組んでいる。
-------------------	--

指定管理者評価表（令和5年度）

1. 施設概要

施設名	奈良市転害門前観光駐車場	評価主体	観光経済部 奈良町にぎわい課
指定管理者	ミディ総合管理株式会社 (公募)	指定の期間	令和 5年4月 1日から 令和10年3月31日まで (5年間)
設置目的	観光客及び市民の駐車場の便宜を図ること		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認(年1回) ・日常の業務報告(月報・日報)の確認(月1回) ・電話等による協議・意見交換(随時)	利用者の満足度調査等	利用者から聞き取り	実地調査実施日	令和6年3月29日
-------------	---	------------	-----------	---------	-----------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	使用料収入※2 (円)	時間利用台数 (台)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和5年度	3,800,000	3,122,200	7,000	5,906	366	-	-	-
令和4年度	2,974,000	3,165,200	7,500	6,043	363	-	-	-
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目 【評価基準】 適:指定管理者としてふさわしい状態、否:指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保の重要性・責任について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	奈良市転害門前観光駐車場指定管理者業務仕様書及び奈良市転害門前観光駐車場業務実施要領に基づき公平・公正かつ適正な運営を行うとともに公共施設としての平等利用を図った。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	市の情報公開条例・規則を遵守しており、常に迅速に対応できるような体制を整えている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	企業としての社会的責任と重要性を認識するとともに、必要な研修等を実施して認識強化と周知徹底に努めている。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が適正に行われたか。	内部監査の実施、複数の専門監査員の巡回、統括責任者のチェックなど、適正な経理体制を確立している。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	日常清掃、トイレ清掃は毎日実施。日常清掃で対応不可能な箇所については清掃担当部門が随時対応。日常点検の実施に関しても関係諸法規に準拠した点検を行い、不具合があれば早急に対応できる体制を確立している。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	緊急連絡体制、警備業務・危機管理マニュアルに基づき、日常時の保安・警備等安全管理に備えるとともに、繁忙期には別途警備員を配置し事故の防止に努めた。夜間等における保安・警備については、警備会社による機械警備委託を行い警備等安全管理に努めた。利用者の事故等に対応するため、保険にも加入し適切な対応がとれている。	適

(2) 点数評価項目 【評価基準】 A:協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B:協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態 C:協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	事業実施計画どおりに事業が適正に実施され、概ね計画どおりの成果を挙げている。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	自主事業実施計画どおりに事業が実施され、概ね計画どおりの成果があった。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。	深夜の駐車需要が増える元旦の終夜営業、観光マップの設置など、観光客の利便性を考えた事業を行っている。また、サービス向上のために必要な研修等も実施している。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	指定管理料の範囲内で適正な管理運営を行うために支出内容を精査し経費の削減を図るなど、創意工夫がみられる。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む。)を見たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統、責任権限含む。)であったか。	基本は無人機械管理だが職員が統括責任者として毎日巡回。繁忙時には警備員を配置している。職員の研修・講習等、指導についても、適時行っている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされていたか。	近鉄百貨店駐車場や奈良市及び他市において市営駐車場・駐輪場の業務委託の実績があり、駐車場管理業務のノウハウを有しており、適正な運営管理が実施されている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	経営は順調に推移しており、指定の期間内に安定的に事業を継続できる。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	苦情・トラブル対応及び防止	苦情・トラブルの適切な対応や予防の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	事件・事故の防止に努めるとともに、発生時に備えて犯罪に関する対応を定めた「警備マニュアル」、災害発生時の対応を定めた「危機管理マニュアル」を定め、各関係機関との連携体制を整えている。	B
	地域等における連携・貢献	指定管理者として、施設を管理運営することに対する熱意や、施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	今まで培ってきた駐車場運営管理のノウハウを十分に活かし、駐車秩序の確立・街の美観の維持・利用者の利便性向上をめざし貢献できるよう努めている。	A

5. 総合評価

総合評価	施設の管理が適正かつ効果的に行われている。
指定管理者に対する指示・指導事項	特になし

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	特になし
-------------------	------

指定管理者評価表（令和5年度）

1. 施設概要

施設名	奈良町からくりおもちゃ館	評価主体	観光経済部 奈良町にぎわい課
指定管理者	特定非営利活動法人 からくりおもちゃ塾奈良町 (公募)	指定の期間	令和4年4月 1日から 令和9年3月31日まで (5年間)
設置目的	伝統的な町家を後世に引き継ぐとともに、地域の活性化と観光振興の拠点とすること		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認(年1回) ・日常の業務報告(月報・日報)の確認	利用者の満足度調査等	来訪者が感想を書く「雑記帳」の設置	実地調査実施日	令和6年3月29日
-------------	--------------------------------------	------------	-------------------	---------	-----------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料/利用料金)収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和5年度	7,692,000	-	40,000	27,275	296	-	-	-
令和4年度	7,692,000	-	40,000	25,608	305	-	-	-
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項	館内照明のLED化工事のため臨時休館を実施(令和5年12月11日～22日)							

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目 【評価基準】 適:指定管理者としてふさわしい状態、否:指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保の重要性・責任について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	奈良町からくりおもちゃ館条例に基づき、適正な管理運営を行った。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	奈良市情報公開条例及び奈良町からくりおもちゃ館の管理に関する基本協定書に基づき、情報公開請求があれば、広く情報を開示する。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	当館が公共施設であることをスタッフが自覚し、法令遵守、個人情報保護の重要性を研修等を通じて深めている。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が適正に行われたか。	関係法令に基づき、適正に処理している。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	日常的な施設の維持管理業務としてスタッフによる清掃及び施設・展示玩具の点検を行い、小規模な損傷はスタッフで修理を行った。また、専門知識が必要な点検については専門業者に再委託し、適切な対応を行った。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	緊急時対応連絡網を作成し、保安・警備等の安全管理に努めるとともに、休日・夜間等における保安・警備については、警備会社による機械警備を行い安全対策を行っている。また、利用者の万一の事故等に備え、施設入場者損害保険に加入している。	適

(2) 点数評価項目 【評価基準】 A:協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B:協定・業務仕様書等に定める水準どりの状態 C:協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	奈良町からくりおもちゃ館の管理に関する基本協定書に基づき、町家空間の中で伝統的な玩具の魅力や先人の知恵・技術を知ってもらうための事業を行った。また、施設の運営管理だけでなく、奈良町界隈を中心とした観光案内に努めた。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	自主事業として、からくり玩具の製作体験等を計画通りに実施し、合計121名の参加があった。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか	スタッフのサービス向上のためにからくりおもちゃの正しい遊び方や知識を深める研修等を実施するとともにスタッフ会議でよりよい施設運営のため協議を行っている。また、利用促進のために報道機関等への情報提供や取材受入のほか、ホームページなどによる情報発信も行っている。	A

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	指定管理料の範囲内で施設を適正に運営管理するため、常に支出の内容を精査し経費削減に努めている。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む。)を見だし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統、責任権限含む。)であったか。	管理運営業務を実施するために、必要な業務体制を確保するとともに、業務内容にあった適正な人数を配置し勤務体制を整えた。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされていたか。	平成24年の開館時より奈良町からくりおもちゃ館の指定管理者として管理運営に携わっており、また、長年からくり玩具の研究・製作指導にあたってきた実績を持つ館長をはじめ、役員も歴史や奈良の文化に関する研究者や奈良の観光案内業務経験者であり、その実績・ノウハウを活かした事業が実施されている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	指定管理料の範囲内で事業を実施しており、事業を継続できる財務状況である。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	苦情・トラブル対応及び防止	苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	破損した展示物は速やかに修繕する等、苦情・トラブルが発生しないよう、事前回避に努めている。万一発生した場合には事務局員が責任者として速やかに適切な対応をとっている。その顛末は文書化し、スタッフ全員が情報を共有できるようにしている。	B
	施設の管理運営に対する熱意・意欲	指定管理者として、施設を管理運営することに対する熱意や、施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	管理運営を行うにあたり、実技講座や類似施設の見学など様々な研修を継続的に実施することでスタッフ一人ひとりのスキルアップを図り、また、来館者にならくりおもちゃを安心して体験してもらえる環境を整えるなど、施設の設置目的を達成するために尽力している。	A

5. 総合評価

総合評価	奈良町からくりおもちゃ館条例や協定書、事業計画などに基づき、施設の管理が適正かつ効果的に行われている。
指定管理者に対する指示・指導事項	特になし

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	特になし
-------------------	------

指定管理者評価表（令和5年度）

1. 施設概要

施設名	奈良市ならまち格子の家	評価主体	観光経済部 奈良町にぎわい課
指定管理者	ならまち格子の家指定管理者コンソーシアム (非公募)	指定の期間	令和3年4月1日から 令和6年3月31日まで (3年間)
設置目的	本市を訪れる観光客及び市民の観覧と便利に供するとともに、町並み保全に資すること		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認(年1回) ・日常の業務報告(月報・日報)の確認	利用者の満足度調査等	来訪者が感想を書く「雑記帳」の設置	実地調査実施日	令和6年3月29日
-------------	--------------------------------------	------------	-------------------	---------	-----------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料/利用料金)収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和5年度	4,285,926	-	85,000	68,377	302	-	-	-
令和4年度	4,285,926	-	85,000	57,678	298	-	-	-

変動の大きい指標の変動理由 令和5年5月8日に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが2類から5類に移行したことに伴う行動制限の解除や、外国人観光客の増加により利用者数が増加している。

特記事項

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目

【評価基準】 適:指定管理者としてふさわしい状態、否:指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保の重要性・責任について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	奈良市ならまち格子の家の条例に基づき、適正な管理運営を行った。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	情報公開請求があれば広く情報を開示できる体制を整えている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	公の施設として法令遵守を徹底している。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が適正に行われたか。	公益法人会計基準並びに奈良市総合財団会計処理規定等に基づき適正な経理が執行されている。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	定期清掃だけでなく、常勤職員による施設内外の清掃・設備等の点検を行い、施設の不備・雨漏り等については、即座に所管課へ報告し修繕を行うなど維持管理に努めた。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	緊急時対応連絡網を作成し、日常時の保安・警備等安全管理に備えた。休日、夜間等における保安・警備については、警備会社による機械警備委託を行い警備等安全管理に努めた。また、利用者の万一の事故等に備え、施設入場者損害保険に加入している。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A:協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B:協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C:協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	奈良市ならまち格子の家の管理に関する基本協定書に基づき、生活民具や伝統工芸品を展示し、町家空間を体感する事業等を行った。また、施設の運営管理だけでなく、奈良町界隈を中心とした観光案内に努めた。	A
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	自主事業として、町家の特徴を紹介するパネル展やならまち紹介の展示、民話に親しむイベントなど他団体との「ならまち」の広報啓発に関する事業の協働開催を行った。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。	地域住民等や施設を訪れる来館者の要望を聞き、運営に反映させていた。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	運営上必要な消耗品や備品などは必要最小限の範囲に収めるなど、経費削減に努め、指定管理料の範囲内で事業を実施した。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む。)を見たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統、責任権限含む。)であったか。	管理運営業務を実施するために、必要な業務体制を確保するとともに、労働基準法を遵守し、業務内容にあった適正な人員を配置し勤務体制を整えた。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされていたか。	奈良市総合財団はならまちで他の施設の管理運営事業を行っており、また、株式会社地域活性化局においてもならまちの観光情報の発信を積極的に行っているなど、両者のノウハウが効率的かつ効果的な施設管理に反映された。	A
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	奈良市総合財団は奈良市設置の文化施設等さまざまな施設の管理運営事業を受託しており、指定期間内に安定的に事業を継続できる財務状況にある。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	苦情・トラブル対応及び防止	苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	業務の執行過程において苦情・トラブルが発生しないよう事前の回避に努めたが、発生した場合には、速やかで適正な対応と状況に応じた最善の対策を講じ、後の報告と職員による状況の共有をすることで、再発の防止に努めた。	B
	地域等における連携・貢献	地域等における連携、貢献の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	地域内で活動する各種団体との連携・協働による共催事業開催等を通じて相互に情報交換を行うことで、地域貢献に努めた。	B
	施設の設置目的に対する考え方	市の方針、施設の性格、設置目的等を的確に把握し、指定管理者となる意義や責務を認識しているか。	ならまち格子の家の設置目的を理解し、市民やならまちを訪れる観光客に広く開放し、観光施設としての機能を果たしている。また、日常の点検や補修により、建物価値を損ねることのないよう建物保全に努めている。	B
	施設の管理運営に対する熱意・意欲	指定管理者として、施設を管理運営することに対する熱意や、施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	管理運営を行うにあたり、様々な研修を継続的に実施することにより、スタッフ一人ひとりのスキルアップを図り、施設の設置目的を達成するための体制を整えている。	B

5. 総合評価

総合評価	奈良市ならまち格子の家条例や協定書、事業計画などに基づき、施設の管理が適正かつ効果的に行われている。
指定管理者に対する指示・指導事項	特になし

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	特になし
-------------------	------

指定管理者評価表（令和5年度）

1. 施設概要

施設名	奈良町にぎわいの家	評価主体	観光経済部 奈良町にぎわい課
指定管理者	奈良町にぎわいの家管理共同体 (公募)	指定の期間	令和2年4月 1日から 令和7年3月31日まで (5年間)
設置目的	伝統的な町家を後世に引き継ぐとともに、観光振興、地域の活性化、市民と観光客の交流及び教育機関との連携の拠点とすること		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認(年1回) ・日常の業務報告(月報・日報)の確認	利用者の満足度調査等	来訪者が感想を書く「雑記帳」の設置	実地調査実施日	令和6年3月29日
-------------	--------------------------------------	------------	-------------------	---------	-----------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料/利用料金)収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和5年度	16,700,000	-	95,000	65,269	290			
令和4年度	16,756,718	-	95,000	58,568	301			

変動の大きい指標の変動理由 令和5年5月8日に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが2類から5類に移行したことに伴う行動制限の解除や、外国人観光客の増加により利用者数が増加している。

特記事項 館内照明のLED化工事のため臨時休館を実施(令和6年1月18日～31日)

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目 【評価基準】 適:指定管理者としてふさわしい状態、否:指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保の重要性・責任について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	奈良町にぎわいの家条例に基づき、適正な管理運営を行った。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	奈良市情報公開条例及び奈良町にぎわいの家の管理に関する基本協定書に基づき、情報公開請求があれば、広く情報を開示する体制を整えている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	当施設が公共施設であることをスタッフが自覚し、個人情報取扱規定を制定して法令遵守、個人情報の保護、人権の重要性を深めている。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が適正に行われたか。	奈良町にぎわいの家の管理に関する基本協定の規定に基づく報告書の提出をもって、厳正に管理した。指定管理料を他の事業とは分離の上、予算内で支出する中で最大限の成果を目指した執行に努めた。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	日常の開館時間内はスタッフが点検し、小規模なものはスタッフで修理を行った。専門性の高い内容については、専門業者に再委託し定期点検、法定点検を行い施設設備の保全を図った。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	災害時の緊急マニュアルを作成し、保安・警備等の安全管理に努めた。休日・夜間等における保安・警備については、警備会社による機械警備委託を行い安全管理に努めた。また、利用者の万一の事故等に備え、施設入場者損害保険に加入している。	適

(2) 点数評価項目 【評価基準】 A:協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B:協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態 C:協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	奈良町にぎわいの家の管理に関する基本協定書に基づき、「奈良町の町家暮らし」をテーマとした町家に伝わる「生活文化」を体験する事業等を多数行った。また、施設の運営管理だけでなく、奈良町界隈を中心とした観光案内に努めた。	A
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	計画通りに自主事業を実施し、成果を上げることができた。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか	サービス向上のために必要な研修を行うとともに来館者等からの意見や改善すべき点は連絡帳や定期的なミーティングで共有し、サービス向上につなげている。また、報道機関へ積極的に情報提供するとともに紙媒体及びインターネット等で積極的に情報を発信し、利用の促進につなげた。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	指定管理料の範囲内で事業を実施し、運営上必要な消耗品や備品などは必要最小限の範囲に収めるなど、経費削減に努めている。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む。)を見たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統、責任権限含む。)であったか。	管理運営業務を実施するために、必要な業務体制を確保するとともに、労働基準法を遵守し、業務内容にあった適正な人数を配置し勤務体制を整えた。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされていたか。	平成27年の開館時より指定管理者として奈良町にぎわいの家の管理運営に携わっており、また、共同体を構成している3団体はいずれも奈良町地域との関わりが深く、町家に関する知識も豊富であることから、町家を利用した施設としての特色を生かした効果的な運営を行っている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	指定管理料の範囲内で事業を実施しており、安定的に事業を継続できる財務状況である。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	苦情・トラブル対応及び防止	苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	苦情・トラブルが発生しないよう事前回避に努め、日々の管理で気づいた注意事項等は連絡帳等を用いて共有している。また、万一トラブルが発生した場合には事務局員が責任者として速やかに適切な対応をとっている。その顛末は文書化し、スタッフ全員が情報を共有できるようにしている。	B
	施設の管理運営に対する熱意・意欲	指定管理者として、施設を管理運営することに対する熱意や、施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	単なる誘客イベントにとどまらず町家文化を伝えるためのイベント、地域住民と連携した事業の実施、校外学習の受け入れ、学生への活躍の場の提供など、施設の設置目的を達成するための事業を積極的に展開しており、また、登録有形文化財である施設の特性をふまえた管理運営を行っており、熱意を感じる。	A

5. 総合評価

総合評価	奈良町にぎわいの家条例や協定書、事業計画などに基づき、施設の管理が適正かつ効果的に行われている。
指定管理者に対する指示・指導事項	特になし

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	特になし
-------------------	------

指定管理者評価表（令和5年度）

1. 施設概要

施設名	奈良市奈良町南観光駐車場	評価主体	観光経済部 奈良町にぎわい課
指定管理者	有限会社くるみの木 (非公募)	指定の期間	令和2年4月1日から 令和7年3月31日まで (5年間)
設置目的	観光客及び市民の駐車場の便宜を図ること		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認(年1回) ・日常の業務報告(月報・日報)の確認	利用者の満足度調査等	利用者からの聞き取り	実地調査実施日	令和6年3月29日
-------------	--------------------------------------	------------	------------	---------	-----------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(利用料金)収入※2 (円)	時間利用台数 (台)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和5年度	-	4,716,300	17,000	13,909	366	-	-	-
令和4年度	-	4,670,800	17,000	13,866	365	-	-	-
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として收受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目 【評価基準】 適:指定管理者としてふさわしい状態、否:指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保の重要性・責任について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	奈良市観光自動車駐車場条例及び施行規則に基づき、適正な管理運営を行った。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	奈良市情報公開条例及び奈良市奈良町南観光駐車場の管理に関する基本協定書に基づき、情報公開請求があれば、広く情報を開示する体制を整えている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	関係法令を遵守している。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が適正に行われたか。	奈良市奈良町南観光駐車場の管理に関する基本協定の規定に基づき、報告書の提出をもって、厳正に管理した。また、経理の実施については関係法令に基づき、適正に処理している。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	機能保持、安全確保及び効率的な管理の観点から、その特性を十分に把握したうえで、必要な保守点検を行い、適正な維持管理に努めている。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	事故・災害等の非常時に迅速に対応できる体制を整えているとともに、損害賠償保険に加入している。	適

(2) 点数評価項目 【評価基準】 A:協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B:協定・業務仕様書等に定める水準どりの状態 C:協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	事業実施計画どおりに事業が適正に実施され、概ね計画どおりの成果を挙げている。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	指定管理者が駐車場と一体で管理している奈良市奈良町南観光案内所と連携し、積極的な自主事業が行われ成果を挙げている。	A
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	苦情・トラブルについて、営業時間内は職員による対応、営業時間外は再委託先の専門業者により、迅速に対応できるような体制を確立している。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	運営上必要な消耗品や光熱水費などは必要最小限の範囲に収めるなど、経費削減に努めている。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む。)を見だし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統、責任権限含む。)であったか。	管理運営業務を実施するために、必要な業務体制を確保するとともに、労働基準法を遵守し、業務内容にあった適正な人数を配置し勤務体制を整えた。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされていたか。	今までの運営管理によって得られたノウハウも活用するとともに、駐車機器メンテナンス会社とも連携し、効率的かつ効果的な施設管理を実施した。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	財務状況は安定しており、指定期間内に事業を安定的に実施できる。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること				

5. 総合評価

総合評価	施設の管理が適正かつ効果的に行われている。
指定管理者に対する指示・指導事項	特になし

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	特になし
-------------------	------

指定管理者評価表（令和5年度）

1. 施設概要

施設名	奈良市勤労者総合福祉センター	評価主体	観光経済部 産業政策課
指定管理者	一般財団法人奈良市総合財団 (公募)	指定の期間	令和3年4月 1日から 令和8年3月31日まで (5年間)
設置目的	勤労者をはじめ広く市民の文化の向上、福祉の増進及び余暇活用の充実を図ることを目的とする。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	<ul style="list-style-type: none"> 事業報告書の確認(年1回) 日常の業務報告(月報)の確認(月1回) 来課時や電話による聞き取り(随時) 	利用者の満足度調査等	窓口での意見・苦情聴取	実地調査実施日	—
-------------	---	------------	-------------	---------	---

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	利用料金収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和5年度	26,512,000	6,857,880	—	53,259	296	—	別紙参照	—
令和4年度	27,592,965	6,816,920	—	50,040	295	—	別紙参照	—
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	奈良市勤労者総合福祉センター条例等関係法令を職員・利用者が遵守。テニスコートや多目的ホール等の利用については、抽選を行い平等利用の確保に努めた。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	奈良市総合財団情報公開要綱、事務処理要領に基づき、即時対応できる体制を整えた。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	適正かつ公正な職務の遂行と法令遵守の考え方を真に確立し、不正は絶対に許されないという確たる共通意識を持ち、組織として、不正にしっかりと向き合う体制を整備し、公正な運営を図った。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が行われたか。	公益法人会計基準並びに奈良市総合財団会計処理規程に基づき適正処理した。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	日常の開館・閉館時には職員が点検し、異常があれば関係先へすぐ連絡し対応している。専門的なものは、業者により定期点検、法定点検を行い施設設備の保全を図った。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	危機管理マニュアルを作成し、日頃から様々な状況を想定した訓練を実施し利用者の安全確保に努めた。職員は施設巡回を行い、利用者には声掛けするなど、秩序維持に努めた。災害非常時の緊急時対応マニュアルを作成し日頃から近隣の所轄消防署と連携をとっている。	適

(2) 点数評価項目 【評価基準】 A：協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B：協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態 C：協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	施設の管理運営事業を実施し、勤労者の福祉の充実と勤労意欲の向上に寄与した。また、指定管理者と所管課の連携強化を意識した定例打ち合わせを密に行い、運営課題の共有や利用料金収入増加のためのアイデア創出、施設修繕必要箇所についての情報交換を行った。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	教室開催事業として韓国語教室等を実施し、文化教養等の向上を図った。また、健康・体力の維持増進を図るために、ヨガ教室等を計画・実施した。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	市民日より、共済ニュースで教室開催の案内をした。また、施設予約システムを活用し、市民の施設利用における利便性の向上並びに利用促進を図った。苦情・トラブルについては、早期に問題を解決するように対応し、トラブルにならないように努めた。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	日頃から無駄を無くすようにし、全体の経費削減に努めた。また、電気使用料は入札を行うとともに、デマンドによる監視を行い、省エネに努めた。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準（労働関係法規の遵守を含む。）を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制（指揮系統、責任権限含む。）であったか。	管理運営事業実施のため必要な業務執行体制を確保するとともに、労働基準法を遵守し、奈良市総合財団職員就業規則に従い効率的で効果的な職員配置を行った。職員の勤務体制は、施設の管理運営、共済事業に支障がないように配慮し、管理係と共済係の職員が相互に助け合い、利用者の要望に対処した。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされていたか。	奈良市総合財団が管理する施設や他の類似施設、関係団体との情報交換や連絡を密にし、ノウハウの蓄積に努め、効率的な管理運営に取り組んだ。また、全福センターの会員となっており全福センターとの情報交換やノウハウの指導を得て施設の管理運営に反映した。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	奈良市総合財団は奈良市設置の文化施設等さまざまな施設の管理運営事業を受託しており、指定期間内に安定的に事業を継続できる財務状況である。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること				

5. 総合評価

総合評価	基本方針や事業計画協定書などに基づいた適正な施設の管理運営を行ってきた。自主事業の教室については社交ダンス教室やヨガ教室、書道教室等、多彩な教室を開催した。フラダンス教室やペン字教室など参加者が増加した教室もあり、令和5年度全体としての教室参加者数は、6,146人で令和4年度6,001人と比較すると増加している。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	教室開催事業等を通じて積極的に自主事業のPRを行い、稼働率を可能な限り上げられるよう求めていた。地域住民のニーズを踏まえた教室開催事業の実施及び施設全体の稼働率上昇に向けた取組みを行い、利用者数が増加した。
-------------------	---

公の施設内に複数の施設がある場合の各施設の名称及び施設稼働率の一覧表

番号	施設名	施設稼働率(%) など	
		令和5年度	令和4年度
1	多目的ホール	84	80
2	リハーサル室	8	2
3	ワークスペース(旧会議室1)	11	25
4	会議室A(旧会議室2)	27	25
5	会議室B(旧会議室3)	2	1
6	研修室A(旧研修室)	22	19
7	和室	12	11
8	技能講習室	3	7
9	研修室B(旧視聴覚室)	4	2
10	実習室	11	15
11	テニスコート	68	70
12	トレーニング室	0	34
13	シャワー室	0	13
14			
15			

指定管理者評価表（令和5年度）

1. 施設概要

施設名	なら工藝館	評価主体	観光経済部 産業政策課
指定管理者	小学館集英社プロダクション共同事業体 (公募)	指定の期間	令和 5年4月 1日から 令和10年3月31日まで (5年間)
設置目的	長い歴史の中で研ぎ澄まされてきた奈良工芸の振興発展を図ることを目的とする。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	<ul style="list-style-type: none"> ・事業報告書の確認(年1回) ・日常の業務報告(月報)の確認 ・来課時や電話による聞き取り(随時) ・実地調査(随時) 	利用者の満足度調査等	アンケート等	実地調査 実施日
-------------	--	------------	--------	-------------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	使用料収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和5年度	43,469,000	368,750	50,000	38,002	292	-	24	-
令和4年度	47,714,071	418,900	65,000	33,843	293	-	17	-
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項	施設稼働率は個展展示室の利用状況を記載							

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	なら工藝館条例、同施行規則に基づき、適正に運営し、平等利用の確保に努めた。個展展示コーナーの利用については空き状況をホームページで確認出来るようにするなど、平等利用の確保に努めた。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	奈良市情報公開条例等の法令に基づき、積極的に公開できる体制を整えた。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	すべての職員が法令の遵守はもとより、社会の構成員として求められる価値観、倫理観に基づく誠実な行動に努めた。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が適正に行われたか。	月例の定期会議を開催して事業報告等の情報共有を密にし、収支報告による確認を行うなど適正に処理した。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設備品、展示品の機能と環境を良好に維持するため、職員が日頃から外観点検、機能点検を行い、専門的なものについては再委託している。軽微な故障等については職員で対処するなど仕様書の水準を維持した。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	職員が開閉館時に施設設備の状態をチェックしたあと、機械警備に切り替え、展示備品等の安全に万全を期した。災害時対応マニュアルを作成し、職員の対応を明確にし施設の保安及び被害拡大防止を図るなど仕様書の水準を維持した。	適

(2) 点数評価項目 【評価基準】 A：協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B：協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態 C：協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	伝統文化の継承を図るため、奈良工芸の振興を図る事業を実施し、工芸作家と連携し工芸教室の充実及び後継者の育成に努めた。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	指定管理者を変更したことで、工芸教室の運営の見直しを行ったほか、販売コーナーで工芸品の売上を向上させるなど、一定の効果を待た。	A
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	工芸教室の実施など、工芸の紹介と普及を図った。苦情等については正確な内容把握に努め、迅速な解決のため職員間のコミュニケーションをとり、適切な対応に努めた。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	職員全員が節減意識を持ち、無駄をなくすように取り組んだ。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む。)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統、責任権限含む。)であったか。	管理運営業務を実施するために、必要な業務体制を確保した。また、労働基準法等関係法令を遵守し、階層別研修等を計画的に実施することで、業務内容にあった適正な人数を配置し勤務体制を整えた。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映されていたか。	指定管理者の代表企業である株式会社小学館集英社プロダクションは全国で教育普及事業を行っており、ノウハウを活かした管理運営に反映された。工芸作家との関係を構築し、工芸作家と連携して事業を実施した。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	指定管理者の代表企業である株式会社小学館集英社プロダクションは、教育サービス事業やキャラクターライセンス事業、映像番組の企画・制作を主な事業とする企業であり、指定管理事業の実績等を鑑みても安定的に事業を継続できると思われる。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること				

5. 総合評価

総合評価	令和5年度から、新たに小学館集英社プロダクション共同事業体が指定管理者となり、館運営や作家との繋がり等は引き継ぎつつ、新規企画展等の実施により、入館者数・販売コーナー売上高・施設稼働率のすべてにおいて前年度を上回り、一定の成果を上げることができた。
指定管理者に対する指示・指導事項	指定管理期間初年度を終えて2年目に突入するにあたり、指定管理者独自の特色をより発揮し、館運営のさらなる刷新に期待している。

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	新たな指定管理者の元で運営されるにあたり、今までとは異なる視点での奈良工芸の振興策の提案や実行を求めていた。 新規の企画展の開催や、国の補助制度を活用した事業の提案と実施など、期待どおりの運営が行われた。 また、エレベーターや避難口誘導灯等、施設運営において必要となる修繕については、市の実地調査及び協議の上適正に実施し、市民が快適に利用できるよう施設管理の改善を図った。 今後も引き続き適正かつ効果的な管理運営を実施し、市民生活に寄与していく。
-------------------	--

指定管理者評価表（令和5年度）

1. 施設概要

施設名	JR奈良駅第1駐車場・JR奈良駅第2駐車場	評価主体	建設部 土木管理課
指定管理者	日本パーキング株式会社 (公募)	指定の期間	平成31年4月1日から 令和6年3月31日まで (5年間)
設置目的	JR奈良駅第1駐車場・JR奈良駅第2駐車場 — 交通渋滞の要因となる路上駐車解消によって道路交通の円滑化を図るとともに、市民の利便に供するため。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	<ul style="list-style-type: none"> 事業報告書の確認(年1回) 日常の業務報告(月報・日報)の確認 実地調査(臨時) 	利用者の満足度調査等	利用者等に対するアンケートの実施	実地調査実施日	令和6年3月15日から 令和6年3月31日まで
-------------	--	------------	------------------	---------	----------------------------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	利用料金収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和5年度	-	91,242,130	175,632	157,440	366			
令和4年度	-	89,324,909	175,632	145,303	365			

変動の大きい指標の変動理由 新型コロナウイルスの感染拡大に伴い利用者数(台)が減少していたが、令和5年5月に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが五類に移行されたことにより、周辺施設の利用者も増加傾向にあることから本駐車場の利用者の増加につながっている。

特記事項

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	公の施設を管理するという意識をもって、奈良市営駐車場条例及び施行規則に基づき、公正・公平かつ適正に運営されている。	否
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	指定管理者の候補者の選定について、奈良市指定管理者選定委員会における審査結果等を公開している。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守について具体的・効果的な方策が行われたか。	個人情報保護等、コンプライアンスマニュアルを全社員に配布している。また情報管理・保護等にかんしては別途、規程やマニュアルを定めている。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が行われたか。	経理の実施について商法・会社法に基づき適正に処理されている。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	機能保持、安全確保及び効果的な管理の観点から、その特性を十分に把握した上で必要な保守点検が行われている。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	利用者の安全対策・非常時の対応等についてマニュアルを作成し、その内容により従事者に指導し訓練を行っている。	適

(2) 点数評価項目 【評価基準】 A：協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B：協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態 C：協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	事業実施計画に基づいた事業が実施されなかった。	C
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	自主事業計画に基づいた事業が実施されなかった。	C
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	WEB広告、チラシの配布、案内看板設置等により利用の促進を図ったが、駐車場の認知度を上げる方策に取り組まなかった。苦情・トラブルについて、障害者に対する対応が悪く、市へ直接苦情が入ることがあった。	C

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額			
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の順守を含む。)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統、責任権限含む。)であったか。	労働三法を遵守しつつ、統括責任者、常駐担当者と効果的な職員配置、勤務体制を実施した。また、本社、大阪支店の担当者が定期的に本駐車場を巡回し、常駐担当者のオペレーションや接遇等の状況を把握していたが、利用者が市へ直接苦情を申し出ることがあった。	C
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務、その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされていたか。	本駐車場を含む類似施設の管理経験があり、それらの経験を生かし安定した管理運営が行われている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	長期にわたる安定的な経済状況である。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること				

5. 総合評価

総合評価	新型コロナウイルスの感染拡大に伴い利用者数(台)が減少していたが、新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置づけが5類に移行したことにより、ある程度コロナ前の水準には戻りつつあるが目標数には至らなかった。
指定管理者に対する指示・指導事項	利用料金収入を増加させる方策及び駐車場の認知度を上げる方策を更に検討し次年度の事業計画に反映させるように指示した。

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	自主事業実施計画に掲げた駐車場内でのイベント開催に向けて、協議中の関係先はもとより、その他の関係先を調査し計画の実施にむけて積極的な活動を行うように指示をおこない、1団体、1回の開催に至った。
-------------------	--

指定管理者評価表（令和5年度）

1. 施設概要

施設名	生涯学習センター、中部公民館、西部公民館、南部公民館、三笠公民館、田原公民館、富雄公民館、柳生公民館、若草公民館、登美ヶ丘公民館、興東公民館、春日公民館、二名公民館、京西公民館、平城西公民館、伏見公民館、富雄南公民館、平城公民館、飛鳥公民館、都跡公民館、登美ヶ丘南公民館、平城東公民館、月ヶ瀬公民館、都祁公民館	評価主体	教育部 地域教育課
指定管理者	公益財団法人 奈良市生涯学習財団 (非公募)	指定の期間	令和5年4月 1日から 令和6年3月31日まで (1年間)
設置目的	地域内住民のために、実際に生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	<ul style="list-style-type: none"> 事業報告書の確認(年1回) 日常の業務報告(月報)の確認 各種会議(事務担当者会議・館長会議等) 	利用者の満足度調査等	<ul style="list-style-type: none"> 受講者アンケート(各事業終了時に実施、回答者数10,240人) ご意見箱による利用者意見の聴取 	実地調査実施日	随時実施
-------------	--	------------	--	---------	------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	使用料収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和5年度	606,448,000	25,914,020	—	459,845	290	—	別紙参照	別紙参照
令和4年度	606,448,000	25,721,680	—	418,907	289	—	別紙参照	別紙参照
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金は、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	奈良市公民館条例及び奈良市公民館条例施行規則に基づき、厳正に使用承認を行っている。従来及び新規を問わず、利用への問合せに丁寧に対応し、平等に利用の機会を提供している。また仮申請書の導入により、利便性の向上につなげている。	適
	情報公開に対する考え及び方策	市民に対する情報公開の重要性・責任について認識があり、具体的・効果的な方策が行われたか。	情報公開について、公益財団法人奈良市生涯学習財団情報公開要綱・公益財団法人奈良市生涯学習財団情報公開事務処理要領に準じて対応し、情報公開・発信を適切に行っている。広報力の強化を意識し、情報を積極的に公開・発信することで、公正でより開かれた事業運営を推進している。	適
	法令遵守に対する考え及び方策	個人情報の保護・法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	公益財団法人奈良市生涯学習財団個人情報保護要綱に基づき、個人情報の保護を図った。各施設でのパソコンは指紋認証によるログイン方式を採用し、外部記録媒体の使用に制限をかけることで、漏洩を防ぐだけでなく、個人情報の取扱いマニュアルを作成し、慎重な取扱いを行っている。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行の重要性・責任について認識があり、また、適正に行われたか。	経理事務の一括化により、予算執行の透明化を確保し、適正な経理処理を行い、経費節減に努めている。また、経理を一括集中させることで、各施設での職員の業務の効率化につなげている。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	日々、施設及び敷地内を巡回及び点検を徹底し、日常の管理と応急措置を欠かさず、定期的な保守点検を行うことで、設備の保守に努めている。また、軽微な修理は職員で行う等、大きな修繕に至らないように努めた。その結果、業務仕様書に定める水準を満たしている。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	各施設において、夜間機械警備を行い、安全管理に努めた。事故については事故対応マニュアル、災害については、奈良市危機管理マニュアル及び災害時初動マニュアルに準じた対応を行えるよう、内容を把握し、非常時に対応できるよう努めている。	適

(2) 点数評価項目 【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態 C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	事業実施計画に基づく事業を実施するだけでなく、常に内容をよりよいものにするための見直し、改善を行っている。また、主催講座の開催、貸館業務だけでなく、窓口での相談や、地域団体及び関係団体への支援などを幅広く行い、市民の自主的な学習活動の推進を行っている。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	奈良市の諸施策と連携した講座や、外部資金による助成金事業など、自主事業実施計画に基づく事業を滞りなく実施し、生涯学習支援活動と公民館の活性化につながるよう努めている。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	ホームページや公民館だよりなどによる情報発信やアンケートでの意見を運営に反映させることで、利用の促進、サービスの向上に努めている。また、苦情やトラブル発生時には、速やかに経緯、問題点、改善策を報告し、誠意をもって対応にあたっている。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。また、経費の縮減が図られているか。	施設の維持管理費も入札などの執行により適正かつ効果的に予算を執行することができている。また、単価契約や物品の大量一括購入、施設照明のLED化など、経費縮減に努めている。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む。)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統、責任権限含む。)であったか。	労働関係の諸法令や公益財団法人奈良市生涯学習財団職員就業規則に基づき適正な雇用を行っている。また、財団の組織図を用いることで、指示系統を明確化した上で限られた職員数で効果的な配置を行っている。さらに、定期的に職員研修を行うことで、職員の能力向上及び共通理解の促進を図っている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映されていたか。	全国公民館優良表彰受賞や助成金事業での取組などの実績を基に、他府県・他地域での講演活動や視察など、全国的な生涯学習活動の促進に貢献してきた経験を効果的に反映させた事業を展開している。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	事業計画に沿った事業を展開し、安定的に事業を継続できる財務状況である。また、団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になるような恐れはない。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	施設の管理運営に対する熱意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱意や、施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	公民館のより一層の活性化をめざし、いつでも、どこでも、だれでもが学べる学習環境の整備に努めている。また、地域における「学びの場」「地域づくりの拠点」として、市民の学習活動の支援を行っている。さらには、積極的に地域に関わり、地域課題解決のための事業など、地域に根ざした事業を展開している。	B
	地域等における連携、貢献に対する考え方及び方策	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的な方策が行われたか。	自治会・社会福祉協議会・自主防災防犯会等をはじめとした地域団体や学校と連携・協働を図ることで、「地域で求められていること」「地域の共通課題」について、ともに考えることができ、そのことで、公民館が拠点となり、地域コミュニティの再形成や人づくりを支援している。	B
	人権・地域・福祉・教育・環境への貢献に対する考え方及び方策	人権・地域・福祉・教育・環境に対する団体の社会的責任について認識があり、またそのための具体的・効果的な方策があるか。	人権・地域・福祉・教育・環境に関する研修などを通して、正しく理解し、現状や課題などへの認識を深めている。また各分野における講座を実施し、市民への啓発にも努めている。	B

5. 総合評価

総合評価	<ul style="list-style-type: none"> ・公益財団法人奈良市生涯学習財団は、地域の生涯学習の拠点として公民館をより市民に利用しやすい施設とするために、各種社会教育関係事業を行い、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与する事業を展開することができている。 ・専門知識のある職員が、市民に質の高い安定したサービスを提供することにより、市民の多様化するニーズに応えることができている。 ・アンケートの回答及び満足度等からも適正に管理運営されていると判断できる。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

同一の指定管理者が一括して管理運営する公の施設の名称及び稼働率・利用者満足度一覧表

番号	施設名	稼働率(%)		満足度(%)	
		令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度
1	生涯学習センター	27.0%	24.8%	98.5%	97.2%
2	中部公民館	53.5%	50.4%	96.1%	96.5%
3	西部公民館	50.6%	51.1%	96.9%	98.9%
4	南部公民館	18.9%	17.5%	96.3%	94.1%
5	三笠公民館	49.5%	44.1%	93.7%	97.6%
6	田原公民館	19.5%	19.5%	95.6%	93.4%
7	富雄公民館	61.6%	63.1%	98.3%	97.2%
8	柳生公民館	8.6%	7.5%	97.8%	98.1%
9	若草公民館	21.0%	17.5%	96.9%	96.4%
10	登美ヶ丘公民館	50.6%	48.2%	98.1%	98.7%
11	興東公民館	4.8%	4.2%	98.6%	100.0%
12	春日公民館	31.2%	25.2%	95.1%	96.6%
13	二名公民館	27.6%	21.9%	99.8%	99.2%
14	京西公民館	38.1%	39.5%	95.8%	97.2%
15	平城西公民館	26.5%	20.8%	97.2%	95.9%
16	伏見公民館	21.2%	21.7%	97.9%	95.3%
17	富雄南公民館	63.0%	62.7%	96.2%	97.3%
18	平城公民館	24.8%	19.9%	97.1%	99.4%
19	飛鳥公民館	27.3%	26.2%	95.8%	95.9%
20	都跡公民館	31.5%	34.1%	94.4%	99.8%
21	登美ヶ丘南公民館	26.6%	24.5%	99.5%	98.9%
22	平城東公民館	33.3%	30.2%	94.8%	96.8%
23	月ヶ瀬公民館	17.3%	18.4%	96.3%	99.9%
24	都祁公民館	5.3%	5.8%	96.9%	97.8%
	平均	30.8%	29.1%	96.8%	97.4%

指定管理者評価表（令和5年度）

1. 施設概要

施設名	西部公民館学園大和分館	評価主体	教育部 地域教育課
指定管理者	学園三碓地区自治連合会 (非公募)	指定の期間	令和2年4月 1日から 令和7年3月31日まで (5年間)
設置目的	地域の住民の教養の向上・健康の増進・情操の純化などを図るため、学習会・集会など住民の自主的な社会教育活動の場として提供される。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認(年1回)	利用者の満足度調査等	実地調査実施日
-------------	----------------	------------	---------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料/利用料金)収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和5年度	310,000	-	-	9,520	322	-	102.9%	-
令和4年度	310,000	-	-	8,932	269	-	85.9%	-
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として收受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	地域に根ざした分館施設を管理し、広く市民の感覚にあった管理業務を行っており、一部の市民を優遇していることはない。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	個人情報の保護の重要性・責任について認識があり、具体的・効果的な方策が行われたか。	事務室を施設し、個人情報記載されている書類等については、利用者の目に触れる所には置かない、外に持ち出さない等、その取扱いは慎重に行っている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守の重要性・責任について認識があり、具体的・効果的な方策が行われたか。	施設の管理に際して、社会教育法に準じた運用を行い、その説明責任等を果たしている。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が適正に行われたか。	公の業務として認識して、管理業務運営を行っており、経理の執行については、適正に行っている。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設の維持管理等については、施設等に注意を払い、設備・備品等の保全に万全を期すなど管理施設の清潔・整理・整頓に努めており、業務仕様書に定める水準のとおり行われている。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	特に施設の施設等に注意を払う等しており、異常があれば市へ報告し、市と連携を取りながら対応するようにしている。	適

(2) 点数評価項目 【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態 C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	基本的に事業実施計画のとおり実施されており、地域に広く活用を図れている。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	感染対策を講じた上で夏期自主防火訓練やイルミネーション点灯などが行われている。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。	多くの方に利用していただけるよう地域住民に広報している。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	収支予算書における経費・収入の見込みが適正・合理的であったか。予算の効果的な配分が行われたか。	分館の管理運営について、適正に予算執行され、幅広く効果的な予算配分が行うことができている。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む。)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統、責任権限含む。)であったか。	分館管理に係る組織図を作成し、指揮系統を明確にしている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映されていたか。	過去から地元地域による管理運営がなされているため、業務の実績・ノウハウは効果的に反映されている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	安定的に事業を継続できる財務状況である。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	施設の設置目的に対する考え方	市の方針・施設の性格・設置目的等を的確に把握し、指定管理者となる意義や責務を認識しているか。	当該施設の管理について十分責務を認識しており、現在まで支障なく管理業務の継続を行っていることもあり、地域住民が気軽に利用できる施設として管理運営を行っている。	B
	施設の管理運営に対する熱意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱意や、施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	地域住民の生涯学習の場としての利用に留まらず、コミュニティ活動の拠点施設として活用していき、地域の振興や活性化を図っている。	B
	苦情・トラブルの対応・防止に対する方策	苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	利用者の苦情や不満は、利用者とのコミュニケーションをとる良い機会ととらえて、苦情や不満を集約などして改善等に結び付けている。	B
	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的な方策が行われたか。	自主事業を通じて、地域住民のふれあい、交流が図られた。	B

5. 総合評価

総合評価	当該指定管理者は、当該地域の住民で組織された地域の実情に精通した団体であるため、地域の連携や活性化を図りながら、効率の高い管理運営を行っており、「地域コミュニティの再生」のための大きな役割を果たしている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（令和5年度）

1. 施設概要

施設名	南部公民館精華分館	評価主体	教育部 地域教育課
指定管理者	高樋町自治会 (非公募)	指定の期間	令和2年4月 1日から 令和7年3月31日まで (5年間)
設置目的	地域の住民の教養の向上・健康の増進・情操の純化などを図るため、学習会・集会など住民の自主的な社会教育活動の場として提供される。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認(年1回)	利用者の満足度調査等	実地調査実施日
-------------	----------------	------------	---------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料/利用料金)収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和5年度	232,000	-	-	5,379	264	-	84.3%	-
令和4年度	232,000	-	-	3,522	245	-	78.3%	-
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	地域に根ざした分館施設を管理し、広く市民の感覚にあった管理業務を行っており、一部の市民を優遇していることはない。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	個人情報の保護の重要性・責任について認識があり、具体的・効果的な方策が行われたか。	事務室を施設し、個人情報記載されている書類等については、利用者の目に触れる所には置かない、外に持ち出さない等、その取扱いは慎重に行っている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守の重要性・責任について認識があり、具体的・効果的な方策が行われたか。	施設の管理に際して、社会教育法に準じた運用を行い、その説明責任等を果たしている。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が適正に行われたか。	公の業務として認識して、管理業務運営を行っており、経理の執行については、適正に行っている。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設の維持管理等については、施設等に注意を払い、設備・備品等の保全に万全を期すなど管理施設の清潔・整理・整頓に努めており、業務仕様書に定める水準のとおり行われている。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	特に施設の施設等に注意を払う等しており、異常があれば市へ報告し、市と連携を取りながら対応するようにしている。	適

(2) 点数評価項目 【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態 C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	基本的に事業実施計画のとおり実施されており、地域に広く活用を図れている。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	感染対策を講じた上で夏期自主防火訓練やイルミネーション点灯などが行われている。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。	多くの方に利用していただけるよう地域住民に広報している。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	収支予算書における経費・収入の見込みが適正・合理的であったか。予算の効果的な配分が行われたか。	分館の管理運営について、適正に予算執行され、幅広く効果的な予算配分が行うことができている。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む。)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統、責任権限含む。)であったか。	分館管理に係る組織図を作成し、指揮系統を明確にしている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされていたか。	過去から地元地域による管理運営がなされているため、業務の実績・ノウハウは効果的に反映されている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	安定的に事業を継続できる財務状況である。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	施設の設置目的に対する考え方	市の方針・施設の性格・設置目的等を的確に把握し、指定管理者となる意義や責務を認識しているか。	当該施設の管理について十分責務を認識しており、現在まで支障なく管理業務の継続を行っていることもあり、地域住民が気軽に利用できる施設として管理運営を行っている。	B
	施設の管理運営に対する熱意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱意や、施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	地域住民の生涯学習の場としての利用に留まらず、コミュニティ活動の拠点施設として活用していき、地域の振興や活性化を図っている。	B
	苦情・トラブルの対応・防止に対する方策	苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	利用者の苦情や不満は、利用者とのコミュニケーションをとる良い機会ととらえて、苦情や不満を集約などして改善等に結び付けている。	B
	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的な方策が行われたか。	自主事業を通じて、地域住民のふれあい、交流が図られた。	B

5. 総合評価

総合評価	当該指定管理者は、当該地域の住民で組織された地域の実情に精通した団体であるため、地域の連携や活性化を図りながら、効率の高い管理運営を行っており、「地域コミュニティの再生」のための大きな役割を果たしている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（令和5年度）

1. 施設概要

施設名	南部公民館東九条分館	評価主体	教育部 地域教育課
指定管理者	東九条町自治会 (非公募)	指定の期間	令和2年4月 1日から 令和7年3月31日まで (5年間)
設置目的	地域の住民の教養の向上・健康の増進・情操の純化などを図るため、学習会・集会など住民の自主的な社会教育活動の場として提供される。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認(年1回)	利用者の満足度調査等	実地調査実施日
-------------	----------------	------------	---------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料/利用料金)収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和5年度	310,000	-	-	2,883	149	-	47.6%	-
令和4年度	310,000	-	-	3,101	157	-	50.2%	-
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	地域に根ざした分館施設を管理し、広く市民の感覚にあった管理業務を行っており、一部の市民を優遇していることはない。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	個人情報の保護の重要性・責任について認識があり、具体的・効果的な方策が行われたか。	事務室を施設し、個人情報記載されている書類等については、利用者の目に触れる所には置かない、外に持ち出さない等、その取扱いは慎重に行っている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守の重要性・責任について認識があり、具体的・効果的な方策が行われたか。	施設の管理に際して、社会教育法に準じた運用を行い、その説明責任等を果たしている。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が適正に行われたか。	公の業務として認識して、管理業務運営を行っており、経理の執行については、適正に行っている。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設の維持管理等については、施設等に注意を払い、設備・備品等の保全に万全を期すなど管理施設の清潔・整理・整頓に努めており、業務仕様書に定める水準のとおり行われている。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	特に施設の施設等に注意を払う等しており、異常があれば市へ報告し、市と連携を取りながら対応するようにしている。	適

(2) 点数評価項目 【評価基準】 A：協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B：協定・業務仕様書等に定める水準どりの状態 C：協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	基本的に事業実施計画のとおり実施されており、地域に広く活用を図れている。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	感染対策を講じた上で夏期自主防火訓練やイルミネーション点灯などが行われている。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。	多くの方に利用していただけるよう地域住民に広報している。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	収支予算書における経費・収入の見込みが適正・合理的であったか。予算の効果的な配分が行われたか。	分館の管理運営について、適正に予算執行され、幅広く効果的な予算配分が行うことができている。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む。)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統、責任権限含む。)であったか。	分館管理に係る組織図を作成し、指揮系統を明確にしている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされていたか。	過去から地元地域による管理運営がなされているため、業務の実績・ノウハウは効果的に反映されている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	安定的に事業を継続できる財務状況である。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	施設の設置目的に対する考え方	市の方針・施設の性格・設置目的等を的確に把握し、指定管理者となる意義や責務を認識しているか。	当該施設の管理について十分責務を認識しており、現在まで支障なく管理業務の継続を行っていることもあり、地域住民が気軽に利用できる施設として管理運営を行っている。	B
	施設の管理運営に対する熱意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱意や、施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	地域住民の生涯学習の場としての利用に留まらず、コミュニティ活動の拠点施設として活用していき、地域の振興や活性化を図っている。	B
	苦情・トラブルの対応・防止に対する方策	苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	利用者の苦情や不満は、利用者とのコミュニケーションをとる良い機会ととらえて、苦情や不満を集約などして改善等に結び付けている。	B
	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的な方策が行われたか。	自主事業を通じて、地域住民のふれあい、交流が図られた。	B

5. 総合評価

総合評価	当該指定管理者は、当該地域の住民で組織された地域の実情に精通した団体であるため、地域の連携や活性化を図りながら、効率の高い管理運営を行っており、「地域コミュニティの再生」のための大きな役割を果たしている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（令和5年度）

1. 施設概要

施設名	田原公民館横田分館	評価主体	教育部 地域教育課
指定管理者	田原地区自治連合会 (非公募)	指定の期間	令和2年4月 1日から 令和7年3月31日まで (5年間)
設置目的	地域の住民の教養の向上・健康の増進・情操の純化などを図るため、学習会・集会など住民の自主的な社会教育活動の場として提供される。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認(年1回)	利用者の満足度調査等	実地調査実施日
-------------	----------------	------------	---------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料/利用料金)収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和5年度	204,000	-	-	58	9	-	2.9%	-
令和4年度	204,000	-	-	178	27	-	8.6%	-
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	地域に根ざした分館施設を管理し、広く市民の感覚にあった管理業務を行っており、一部の市民を優遇していることはない。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	個人情報の保護の重要性・責任について認識があり、具体的・効果的な方策が行われたか。	事務室を施設し、個人情報記載されている書類等については、利用者の目に触れる所には置かない、外に持ち出さない等、その取扱いは慎重に行っている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守の重要性・責任について認識があり、具体的・効果的な方策が行われたか。	施設の管理に際して、社会教育法に準じた運用を行い、その説明責任等を果たしている。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が適正に行われたか。	公の業務として認識して、管理業務運営を行っており、経理の執行については、適正に行っている。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設の維持管理等については、施設等に注意を払い、設備・備品等の保全に万全を期すなど管理施設の清潔・整理・整頓に努めており、業務仕様書に定める水準のとおり行われている。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	特に施設の施設等に注意を払う等しており、異常があれば市へ報告し、市と連携を取りながら対応するようにしている。	適

(2) 点数評価項目 【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態 C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおり事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	基本的に事業実施計画のとおり実施されており、地域に広く活用を図れている。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおり事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	感染対策を講じた上で夏期自主防火訓練やイルミネーション点灯などが行われている。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。	多くの方に利用していただけるよう地域住民に広報している。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	収支予算書における経費・収入の見込みが適正・合理的であったか。予算の効果的な配分が行われたか。	分館の管理運営について、適正に予算執行され、幅広く効果的な予算配分が行うことができている。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む。)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統、責任権限含む。)であったか。	分館管理に係る組織図を作成し、指揮系統を明確にしている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされていたか。	過去から地元地域による管理運営がなされているため、業務の実績・ノウハウは効果的に反映されている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	安定的に事業を継続できる財務状況である。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	施設の設置目的に対する考え方	市の方針・施設の性格・設置目的等を的確に把握し、指定管理者となる意義や責務を認識しているか。	当該施設の管理について十分責務を認識しており、現在まで支障なく管理業務の継続を行っていることもあり、地域住民が気軽に利用できる施設として管理運営を行っている。	B
	施設の管理運営に対する熱意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱意や、施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	地域住民の生涯学習の場としての利用に留まらず、コミュニティ活動の拠点施設として活用していき、地域の振興や活性化を図っている。	B
	苦情・トラブルの対応・防止に対する方策	苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	利用者の苦情や不満は、利用者とのコミュニケーションをとる良い機会ととらえて、苦情や不満を集約などして改善等に結び付けている。	B
	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的な方策が行われたか。	自主事業を通じて、地域住民のふれあい、交流が図られた。	B

5. 総合評価

総合評価	当該指定管理者は、当該地域の住民で組織された地域の実情に精通した団体であるため、地域の連携や活性化を図りながら、効率の高い管理運営を行っており、「地域コミュニティの再生」のための大きな役割を果たしている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（令和5年度）

1. 施設概要

施設名	田原公民館水間分館	評価主体	教育部 地域教育課
指定管理者	水間町自治会 (非公募)	指定の期間	令和2年4月 1日から 令和7年3月31日まで (5年間)
設置目的	地域の住民の教養の向上・健康の増進・情操の純化などを図るため、学習会・集会など住民の自主的な社会教育活動の場として提供される。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認(年1回)	利用者の満足度調査等	実地調査実施日
-------------	----------------	------------	---------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料/利用料金)収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和5年度	204,000	-	-	1,041	139	-	44.4%	-
令和4年度	204,000	-	-	1,008	138	-	44.1%	-
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	地域に根ざした分館施設を管理し、広く市民の感覚にあった管理業務を行っており、一部の市民を優遇していることはない。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	個人情報の保護の重要性・責任について認識があり、具体的・効果的な方策が行われたか。	事務室を施設し、個人情報記載されている書類等については、利用者の目に触れる所には置かない、外に持ち出さない等、その取扱いは慎重に行っている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守の重要性・責任について認識があり、具体的・効果的な方策が行われたか。	施設の管理に際して、社会教育法に準じた運用を行い、その説明責任等を果たしている。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が適正に行われたか。	公の業務として認識して、管理業務運営を行っており、経理の執行については、適正に行っている。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設の維持管理等については、施設等に注意を払い、設備・備品等の保全に万全を期すなど管理施設の清潔・整理・整頓に努めており、業務仕様書に定める水準のとおり行われている。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	特に施設の施設等に注意を払う等しており、異常があれば市へ報告し、市と連携を取りながら対応するようにしている。	適

(2) 点数評価項目 【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態 C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	基本的に事業実施計画のとおり実施されており、地域に広く活用を図れている。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	感染対策を講じた上で夏期自主防火訓練やイルミネーション点灯などが行われている。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。	多くの方に利用していただけるよう地域住民に広報している。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	収支予算書における経費・収入の見込みが適正・合理的であったか。予算の効果的な配分が行われたか。	分館の管理運営について、適正に予算執行され、幅広く効果的な予算配分が行うことができている。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む。)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統、責任権限含む。)であったか。	分館管理に係る組織図を作成し、指揮系統を明確にしている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされていたか。	過去から地元地域による管理運営がなされているため、業務の実績・ノウハウは効果的に反映されている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	安定的に事業を継続できる財務状況である。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	施設の設置目的に対する考え方	市の方針・施設の性格・設置目的等を的確に把握し、指定管理者となる意義や責務を認識しているか。	当該施設の管理について十分責務を認識しており、現在まで支障なく管理業務の継続を行っていることもあり、地域住民が気軽に利用できる施設として管理運営を行っている。	B
	施設の管理運営に対する熱意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱意や、施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	地域住民の生涯学習の場としての利用に留まらず、コミュニティ活動の拠点施設として活用していき、地域の振興や活性化を図っている。	B
	苦情・トラブルの対応・防止に対する方策	苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	利用者の苦情や不満は、利用者とのコミュニケーションをとる良い機会ととらえて、苦情や不満を集約などして改善等に結び付けている。	B
	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的な方策が行われたか。	自主事業を通じて、地域住民のふれあい、交流が図られた。	B

5. 総合評価

総合評価	当該指定管理者は、当該地域の住民で組織された地域の実情に精通した団体であるため、地域の連携や活性化を図りながら、効率の高い管理運営を行っており、「地域コミュニティの再生」のための大きな役割を果たしている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（令和5年度）

1. 施設概要

施設名	田原公民館袖ノ川分館	評価主体	教育部 地域教育課
指定管理者	袖ノ川町自治会 (非公募)	指定の期間	令和2年4月 1日から 令和7年3月31日まで (5年間)
設置目的	地域の住民の教養の向上・健康の増進・情操の純化などを図るため、学習会・集会など住民の自主的な社会教育活動の場として提供される。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認(年1回)	利用者の満足度調査等		実地調査実施日	
-------------	----------------	------------	--	---------	--

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料/利用料金)収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和5年度	184,000	-	-	254	23	-	7.3%	-
令和4年度	184,000	-	-	191	6	-	1.9%	-
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	地域に根ざした分館施設を管理し、広く市民の感覚にあった管理業務を行っており、一部の市民を優遇していることはない。	適
	情報公開に対する考え及び方策	個人情報の保護の重要性・責任について認識があり、具体的・効果的な方策が行われたか。	事務室を施設し、個人情報記載されている書類等については、利用者の目に触れる所には置かない、外に持ち出さない等、その取扱いは慎重に行っている。	適
	法令遵守に対する考え及び方策	法令遵守の重要性・責任について認識があり、具体的・効果的な方策が行われたか。	施設の管理に際して、社会教育法に準じた運用を行い、その説明責任等を果たしている。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が適正に行われたか。	公の業務として認識して、管理業務運営を行っており、経理の執行については、適正に行っている。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設の維持管理等については、施設等に注意を払い、設備・備品等の保全に万全を期すなど管理施設の清潔・整理・整頓に努めており、業務仕様書に定める水準のとおり行われている。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	特に施設の施設等に注意を払う等しており、異常があれば市へ報告し、市と連携を取りながら対応するようにしている。	適

(2) 点数評価項目 【評価基準】 A：協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B：協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態 C：協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	基本的に事業実施計画のとおり実施されており、地域に広く活用を図れている。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	感染対策を講じた上で夏期自主防火訓練やイルミネーション点灯などが行われている。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。	多くの方に利用していただけるよう地域住民に広報している。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	収支予算書における経費・収入の見込みが適正・合理的であったか。予算の効果的な配分が行われたか。	分館の管理運営について、適正に予算執行され、幅広く効果的な予算配分が行うことができている。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む。)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統、責任権限含む。)であったか。	分館管理に係る組織図を作成し、指揮系統を明確にしている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映されていたか。	過去から地元地域による管理運営がなされているため、業務の実績・ノウハウは効果的に反映されている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	安定的に事業を継続できる財務状況である。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	施設の設置目的に対する考え方	市の方針・施設の性格・設置目的等を的確に把握し、指定管理者となる意義や責務を認識しているか。	当該施設の管理について十分責務を認識しており、現在まで支障なく管理業務の継続を行っていることもあり、地域住民が気軽に利用できる施設として管理運営を行っている。	B
	施設の管理運営に対する熱意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱意や、施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	地域住民の生涯学習の場としての利用に留まらず、コミュニティ活動の拠点施設として活用していき、地域の振興や活性化を図っている。	B
	苦情・トラブルの対応・防止に対する方策	苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	利用者の苦情や不満は、利用者とのコミュニケーションをとる良い機会ととらえて、苦情や不満を集約などして改善等に結び付けている。	B
	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的な方策が行われたか。	自主事業を通じて、地域住民のふれあい、交流が図られた。	B

5. 総合評価

総合評価	当該指定管理者は、当該地域の住民で組織された地域の実情に精通した団体であるため、地域の連携や活性化を図りながら、効率の高い管理運営を行っており、「地域コミュニティの再生」のための大きな役割を果たしている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（令和5年度）

1. 施設概要

施設名	富雄公民館元町分館	評価主体	教育部 地域教育課
指定管理者	富雄公民館元町分館管理協議会 (非公募)	指定の期間	令和2年4月 1日から 令和7年3月31日まで (5年間)
設置目的	地域の住民の教養の向上・健康の増進・情操の純化などを図るため、学習会・集会など住民の自主的な社会教育活動の場として提供される。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認(年1回)	利用者の満足度調査等	実地調査実施日
-------------	----------------	------------	---------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料/利用料金)収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和5年度	232,000	-	-	10,613	356	-	113.7%	-
令和4年度	232,000	-	-	9,510	352	-	112.5%	-
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	地域に根ざした分館施設を管理し、広く市民の感覚にあった管理業務を行っており、一部の市民を優遇していることはない。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	個人情報の保護の重要性・責任について認識があり、具体的・効果的な方策が行われたか。	事務室を施設し、個人情報記載されている書類等については、利用者の目に触れる所には置かない、外に持ち出さない等、その取扱いは慎重に行っている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守の重要性・責任について認識があり、具体的・効果的な方策が行われたか。	施設の管理に際して、社会教育法に準じた運用を行い、その説明責任等を果たしている。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が適正に行われたか。	公の業務として認識して、管理業務運営を行っており、経理の執行については、適正に行っている。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設の維持管理等については、施設等に注意を払い、設備・備品等の保全に万全を期すなど管理施設の清潔・整理・整頓に努めており、業務仕様書に定める水準のとおり行われている。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	特に施設の施設等に注意を払う等しており、異常があれば市へ報告し、市と連携を取りながら対応するようにしている。	適

(2) 点数評価項目 【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態 C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	基本的に事業実施計画のとおり実施されており、地域に広く活用を図れている。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	感染対策を講じた上で夏期自主防火訓練やイルミネーション点灯などが行われている。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。	多くの方に利用していただけるよう地域住民に広報している。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	収支予算書における経費・収入の見込みが適正・合理的であったか。予算の効果的な配分が行われたか。	分館の管理運営について、適正に予算執行され、幅広く効果的な予算配分が行うことができている。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む。)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統、責任権限含む。)であったか。	分館管理に係る組織図を作成し、指揮系統を明確にしている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされていたか。	過去から地元地域による管理運営がなされているため、業務の実績・ノウハウは効果的に反映されている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	安定的に事業を継続できる財務状況である。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	施設の設置目的に対する考え方	市の方針・施設の性格・設置目的等を的確に把握し、指定管理者となる意義や責務を認識しているか。	当該施設の管理について十分責務を認識しており、現在まで支障なく管理業務の継続を行っていることもあり、地域住民が気軽に利用できる施設として管理運営を行っている。	B
	施設の管理運営に対する熱意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱意や、施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	地域住民の生涯学習の場としての利用に留まらず、コミュニティ活動の拠点施設として活用していき、地域の振興や活性化を図っている。	B
	苦情・トラブルの対応・防止に対する方策	苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	利用者の苦情や不満は、利用者とのコミュニケーションをとる良い機会ととらえて、苦情や不満を集約などして改善等に結び付けている。	B
	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的な方策が行われたか。	自主事業を通じて、地域住民のふれあい、交流が図られた。	B

5. 総合評価

総合評価	当該指定管理者は、当該地域の住民で組織された地域の実情に精通した団体であるため、地域の連携や活性化を図りながら、効率の高い管理運営を行っており、「地域コミュニティの再生」のための大きな役割を果たしている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（令和5年度）

1. 施設概要

施設名	柳生公民館興ヶ原分館	評価主体	教育部 地域教育課
指定管理者	興ヶ原町自治会 (非公募)	指定の期間	令和2年4月 1日から 令和7年3月31日まで (5年間)
設置目的	地域の住民の教養の向上・健康の増進・情操の純化などを図るため、学習会・集会など住民の自主的な社会教育活動の場として提供される。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認(年1回)	利用者の満足度調査等	実地調査実施日
-------------	----------------	------------	---------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料/利用料金)収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和5年度	184,000	-	-	310	62	-	19.8%	-
令和4年度	184,000	-	-	351	68	-	21.7%	-
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	地域に根ざした分館施設を管理し、広く市民の感覚にあった管理業務を行っており、一部の市民を優遇していることはない。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	個人情報の保護の重要性・責任について認識があり、具体的・効果的な方策が行われたか。	事務室を施設し、個人情報記載されている書類等については、利用者の目に触れる所には置かない、外に持ち出さない等、その取扱いは慎重に行っている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守の重要性・責任について認識があり、具体的・効果的な方策が行われたか。	施設の管理に際して、社会教育法に準じた運用を行い、その説明責任等を果たしている。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が適正に行われたか。	公の業務として認識して、管理業務運営を行っており、経理の執行については、適正に行っている。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設の維持管理等については、施設等に注意を払い、設備・備品等の保全に万全を期すなど管理施設の清潔・整理・整頓に努めており、業務仕様書に定める水準のとおり行われている。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	特に施設の施設等に注意を払う等しており、異常があれば市へ報告し、市と連携を取りながら対応するようにしている。	適

(2) 点数評価項目 【評価基準】 A：協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B：協定・業務仕様書等に定める水準どりの状態 C：協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	基本的に事業実施計画のとおり実施されており、地域に広く活用を図れている。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	感染対策を講じた上で夏期自主防火訓練やイルミネーション点灯などが行われている。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。	多くの方に利用していただけるよう地域住民に広報している。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	収支予算書における経費・収入の見込みが適正・合理的であったか。予算の効果的な配分が行われたか。	分館の管理運営について、適正に予算執行され、幅広く効果的な予算配分が行うことができている。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む。)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統、責任権限含む。)であったか。	分館管理に係る組織図を作成し、指揮系統を明確にしている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされていたか。	過去から地元地域による管理運営がなされているため、業務の実績・ノウハウは効果的に反映されている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	安定的に事業を継続できる財務状況である。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	施設の設置目的に対する考え方	市の方針・施設の性格・設置目的等を的確に把握し、指定管理者となる意義や責務を認識しているか。	当該施設の管理について十分責務を認識しており、現在まで支障なく管理業務の継続を行っていることもあり、地域住民が気軽に利用できる施設として管理運営を行っている。	B
	施設の管理運営に対する熱意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱意や、施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	地域住民の生涯学習の場としての利用に留まらず、コミュニティ活動の拠点施設として活用していき、地域の振興や活性化を図っている。	B
	苦情・トラブルの対応・防止に対する方策	苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	利用者の苦情や不満は、利用者とのコミュニケーションをとる良い機会ととらえて、苦情や不満を集約などして改善等に結び付けている。	B
	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的な方策が行われたか。	自主事業を通じて、地域住民のふれあい、交流が図られた。	B

5. 総合評価

総合評価	当該指定管理者は、当該地域の住民で組織された地域の実情に精通した団体であるため、地域の連携や活性化を図りながら、効率の高い管理運営を行っており、「地域コミュニティの再生」のための大きな役割を果たしている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（令和5年度）

1. 施設概要

施設名	柳生公民館邑地分館	評価主体	教育部 地域教育課
指定管理者	邑地町自治会 (非公募)	指定の期間	令和2年4月 1日から 令和7年3月31日まで (5年間)
設置目的	地域の住民の教養の向上・健康の増進・情操の純化などを図るため、学習会・集会など住民の自主的な社会教育活動の場として提供される。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認(年1回)	利用者の満足度調査等	実地調査実施日
-------------	----------------	------------	---------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料/利用料金)収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和5年度	184,000	-	-	461	49	-	15.7%	-
令和4年度	184,000	-	-	839	70	-	22.4%	-
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	地域に根ざした分館施設を管理し、広く市民の感覚にあった管理業務を行っており、一部の市民を優遇していることはない。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	個人情報の保護の重要性・責任について認識があり、具体的・効果的な方策が行われたか。	事務室を施設し、個人情報記載されている書類等については、利用者の目に触れる所には置かない、外に持ち出さない等、その取扱いは慎重に行っている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守の重要性・責任について認識があり、具体的・効果的な方策が行われたか。	施設の管理に際して、社会教育法に準じた運用を行い、その説明責任等を果たしている。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が適正に行われたか。	公の業務として認識して、管理業務運営を行っており、経理の執行については、適正に行っている。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設の維持管理等については、施設等に注意を払い、設備・備品等の保全に万全を期すなど管理施設の清潔・整理・整頓に努めており、業務仕様書に定める水準のとおり行われている。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	特に施設の施設等に注意を払う等しており、異常があれば市へ報告し、市と連携を取りながら対応するようにしている。	適

(2) 点数評価項目 【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態 C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	基本的に事業実施計画のとおり実施されており、地域に広く活用を図れている。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	感染対策を講じた上で夏期自主防火訓練やイルミネーション点灯などが行われている。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。	多くの方に利用していただけるよう地域住民に広報している。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	収支予算書における経費・収入の見込みが適正・合理的であったか。予算の効果的な配分が行われたか。	分館の管理運営について、適正に予算執行され、幅広く効果的な予算配分が行うことができている。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む。)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統、責任権限含む。)であったか。	分館管理に係る組織図を作成し、指揮系統を明確にしている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされていたか。	過去から地元地域による管理運営がなされているため、業務の実績・ノウハウは効果的に反映されている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	安定的に事業を継続できる財務状況である。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	施設の設置目的に対する考え方	市の方針・施設の性格・設置目的等を的確に把握し、指定管理者となる意義や責務を認識しているか。	当該施設の管理について十分責務を認識しており、現在まで支障なく管理業務の継続を行っていることもあり、地域住民が気軽に利用できる施設として管理運営を行っている。	B
	施設の管理運営に対する熱意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱意や、施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	地域住民の生涯学習の場としての利用に留まらず、コミュニティ活動の拠点施設として活用していき、地域の振興や活性化を図っている。	B
	苦情・トラブルの対応・防止に対する方策	苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	利用者の苦情や不満は、利用者とのコミュニケーションをとる良い機会ととらえて、苦情や不満を集約などして改善等に結び付けている。	B
	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的な方策が行われたか。	自主事業を通じて、地域住民のふれあい、交流が図られた。	B

5. 総合評価

総合評価	当該指定管理者は、当該地域の住民で組織された地域の実情に精通した団体であるため、地域の連携や活性化を図りながら、効率の高い管理運営を行っており、「地域コミュニティの再生」のための大きな役割を果たしている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（令和5年度）

1. 施設概要

施設名	柳生公民館丹生分館	評価主体	教育部 地域教育課
指定管理者	丹生町自治会 (非公募)	指定の期間	令和2年4月 1日から 令和7年3月31日まで (5年間)
設置目的	地域の住民の教養の向上・健康の増進・情操の純化などを図るため、学習会・集会など住民の自主的な社会教育活動の場として提供される。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認(年1回)	利用者の満足度調査等	実地調査実施日
-------------	----------------	------------	---------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料/利用料金)収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和5年度	184,000	-	-	301	50	-	16.0%	-
令和4年度	184,000	-	-	452	52	-	16.6%	-
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	地域に根ざした分館施設を管理し、広く市民の感覚にあった管理業務を行っており、一部の市民を優遇していることはない。	適
	情報公開に対する考え及び方策	個人情報の保護の重要性・責任について認識があり、具体的・効果的な方策が行われたか。	事務室を施設し、個人情報記載されている書類等については、利用者の目に触れる所には置かない、外に持ち出さない等、その取扱いは慎重に行っている。	適
	法令遵守に対する考え及び方策	法令遵守の重要性・責任について認識があり、具体的・効果的な方策が行われたか。	施設の管理に際して、社会教育法に準じた運用を行い、その説明責任等を果たしている。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が適正に行われたか。	公の業務として認識して、管理業務運営を行っており、経理の執行については、適正に行っている。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設の維持管理等については、施設等に注意を払い、設備・備品等の保全に万全を期すなど管理施設の清潔・整理・整頓に努めており、業務仕様書に定める水準のとおり行われている。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	特に施設の施設等に注意を払う等しており、異常があれば市へ報告し、市と連携を取りながら対応するようにしている。	適

(2) 点数評価項目 【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どりの状態 C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	基本的に事業実施計画のとおり実施されており、地域に広く活用を図れている。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	感染対策を講じた上で夏期自主防火訓練やイルミネーション点灯などが行われている。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。	多くの方に利用していただけるよう地域住民に広報している。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	収支予算書における経費・収入の見込みが適正・合理的であったか。予算の効果的な配分が行われたか。	分館の管理運営について、適正に予算執行され、幅広く効果的な予算配分が行うことができている。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む。)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統、責任権限含む。)であったか。	分館管理に係る組織図を作成し、指揮系統を明確にしている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされていたか。	過去から地元地域による管理運営がなされているため、業務の実績・ノウハウは効果的に反映されている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	安定的に事業を継続できる財務状況である。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	施設の設置目的に対する考え方	市の方針・施設の性格・設置目的等を的確に把握し、指定管理者となる意義や責務を認識しているか。	当該施設の管理について十分責務を認識しており、現在まで支障なく管理業務の継続を行っていることもあり、地域住民が気軽に利用できる施設として管理運営を行っている。	B
	施設の管理運営に対する熱意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱意や、施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	地域住民の生涯学習の場としての利用に留まらず、コミュニティ活動の拠点施設として活用していき、地域の振興や活性化を図っている。	B
	苦情・トラブルの対応・防止に対する方策	苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	利用者の苦情や不満は、利用者とのコミュニケーションをとる良い機会ととらえて、苦情や不満を集約などして改善等に結び付けている。	B
	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的な方策が行われたか。	自主事業を通じて、地域住民のふれあい、交流が図られた。	B

5. 総合評価

総合評価	当該指定管理者は、当該地域の住民で組織された地域の実情に精通した団体であるため、地域の連携や活性化を図りながら、効率の高い管理運営を行っており、「地域コミュニティの再生」のための大きな役割を果たしている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（令和5年度）

1. 施設概要

施設名	柳生公民館北野山分館	評価主体	教育部 地域教育課
指定管理者	北野山町自治会 (非公募)	指定の期間	令和2年4月 1日から 令和7年3月31日まで (5年間)
設置目的	地域の住民の教養の向上・健康の増進・情操の純化などを図るため、学習会・集会など住民の自主的な社会教育活動の場として提供される。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認(年1回)	利用者の満足度調査等	実地調査実施日
-------------	----------------	------------	---------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料/利用料金)収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和5年度	184,000	-	-	157	19	-	6.1%	-
令和4年度	184,000	-	-	203	23	-	7.3%	-
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	地域に根ざした分館施設を管理し、広く市民の感覚にあった管理業務を行っており、一部の市民を優遇していることはない。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	個人情報の保護の重要性・責任について認識があり、具体的・効果的な方策が行われたか。	事務室を施設し、個人情報記載されている書類等については、利用者の目に触れる所には置かない、外に持ち出さない等、その取扱いは慎重に行っている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守の重要性・責任について認識があり、具体的・効果的な方策が行われたか。	施設の管理に際して、社会教育法に準じた運用を行い、その説明責任等を果たしている。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が適正に行われたか。	公の業務として認識して、管理業務運営を行っており、経理の執行については、適正に行っている。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設の維持管理等については、施設等に注意を払い、設備・備品等の保全に万全を期すなど管理施設の清潔・整理・整頓に努めており、業務仕様書に定める水準のとおり行われている。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	特に施設の施設等に注意を払う等しており、異常があれば市へ報告し、市と連携を取りながら対応するようにしている。	適

(2) 点数評価項目 【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態 C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりにより事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	基本的に事業実施計画のとおり実施されており、地域に広く活用を図れている。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりにより事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	感染対策を講じた上で夏期自主防火訓練やイルミネーション点灯などが行われている。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。	多くの方に利用していただけるよう地域住民に広報している。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	収支予算書における経費・収入の見込みが適正・合理的であったか。予算の効果的な配分が行われたか。	分館の管理運営について、適正に予算執行され、幅広く効果的な予算配分が行うことができている。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む。)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統、責任権限含む。)であったか。	分館管理に係る組織図を作成し、指揮系統を明確にしている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされていたか。	過去から地元地域による管理運営がなされているため、業務の実績・ノウハウは効果的に反映されている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	安定的に事業を継続できる財務状況である。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	施設の設置目的に対する考え方	市の方針・施設の性格・設置目的等を的確に把握し、指定管理者となる意義や責務を認識しているか。	当該施設の管理について十分責務を認識しており、現在まで支障なく管理業務の継続を行っていることもあり、地域住民が気軽に利用できる施設として管理運営を行っている。	B
	施設の管理運営に対する熱意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱意や、施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	地域住民の生涯学習の場としての利用に留まらず、コミュニティ活動の拠点施設として活用していき、地域の振興や活性化を図っている。	B
	苦情・トラブルの対応・防止に対する方策	苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	利用者の苦情や不満は、利用者とのコミュニケーションをとる良い機会ととらえて、苦情や不満を集約などして改善等に結び付けている。	B
	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的な方策が行われたか。	自主事業を通じて、地域住民のふれあい、交流が図られた。	B

5. 総合評価

総合評価	当該指定管理者は、当該地域の住民で組織された地域の実情に精通した団体であるため、地域の連携や活性化を図りながら、効率の高い管理運営を行っており、「地域コミュニティの再生」のための大きな役割を果たしている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（令和5年度）

1. 施設概要

施設名	興東公民館狭川分館	評価主体	教育部 地域教育課
指定管理者	狭川地区自治連合会 (非公募)	指定の期間	令和2年4月 1日から 令和7年3月31日まで (5年間)
設置目的	地域の住民の教養の向上・健康の増進・情操の純化などを図るため、学習会・集会など住民の自主的な社会教育活動の場として提供される。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認(年1回)	利用者の満足度調査等	実地調査実施日
-------------	----------------	------------	---------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料/利用料金)収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和5年度	204,000	-	-	1,406	109	-	34.8%	-
令和4年度	204,000	-	-	1,316	91	-	29.1%	-
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	地域に根ざした分館施設を管理し、広く市民の感覚にあった管理業務を行っており、一部の市民を優遇していることはない。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	個人情報の保護の重要性・責任について認識があり、具体的・効果的な方策が行われたか。	事務室を施設し、個人情報記載されている書類等については、利用者の目に触れる所には置かない、外に持ち出さない等、その取扱いは慎重に行っている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守の重要性・責任について認識があり、具体的・効果的な方策が行われたか。	施設の管理に際して、社会教育法に準じた運用を行い、その説明責任等を果たしている。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が適正に行われたか。	公の業務として認識して、管理業務運営を行っており、経理の執行については、適正に行っている。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設の維持管理等については、施設等に注意を払い、設備・備品等の保全に万全を期すなど管理施設の清潔・整理・整頓に努めており、業務仕様書に定める水準のとおり行われている。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	特に施設の施設等に注意を払う等しており、異常があれば市へ報告し、市と連携を取りながら対応するようにしている。	適

(2) 点数評価項目 【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態 C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	基本的に事業実施計画のとおり実施されており、地域に広く活用を図れている。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	感染対策を講じた上で夏期自主防火訓練やイルミネーション点灯などが行われている。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。	多くの方に利用していただけるよう地域住民に広報している。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	収支予算書における経費・収入の見込みが適正・合理的であったか。予算の効果的な配分が行われたか。	分館の管理運営について、適正に予算執行され、幅広く効果的な予算配分が行うことができている。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む。)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統、責任権限含む。)であったか。	分館管理に係る組織図を作成し、指揮系統を明確にしている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映されていたか。	過去から地元地域による管理運営がなされているため、業務の実績・ノウハウは効果的に反映されている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	安定的に事業を継続できる財務状況である。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	施設の設置目的に対する考え方	市の方針・施設の性格・設置目的等を的確に把握し、指定管理者となる意義や責務を認識しているか。	当該施設の管理について十分責務を認識しており、現在まで支障なく管理業務の継続を行っていることもあり、地域住民が気軽に利用できる施設として管理運営を行っている。	B
	施設の管理運営に対する熱意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱意や、施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	地域住民の生涯学習の場としての利用に留まらず、コミュニティ活動の拠点施設として活用していき、地域の振興や活性化を図っている。	B
	苦情・トラブルの対応・防止に対する方策	苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	利用者の苦情や不満は、利用者とのコミュニケーションをとる良い機会ととらえて、苦情や不満を集約などして改善等に結び付けている。	B
	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的な方策が行われたか。	自主事業を通じて、地域住民のふれあい、交流が図られた。	B

5. 総合評価

総合評価	当該指定管理者は、当該地域の住民で組織された地域の実情に精通した団体であるため、地域の連携や活性化を図りながら、効率の高い管理運営を行っており、「地域コミュニティの再生」のための大きな役割を果たしている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（令和5年度）

1. 施設概要

施設名	興東公民館大平尾分館	評価主体	教育部 地域教育課
指定管理者	大平尾町自治会 (非公募)	指定の期間	令和2年4月 1日から 令和7年3月31日まで (5年間)
設置目的	地域の住民の教養の向上・健康の増進・情操の純化などを図るため、学習会・集会など住民の自主的な社会教育活動の場として提供される。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認(年1回)	利用者の満足度調査等	実地調査実施日
-------------	----------------	------------	---------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料/利用料金)収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和5年度	184,000	-	-	349	90	-	28.8%	-
令和4年度	184,000	-	-	505	117	-	37.4%	-
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	地域に根ざした分館施設を管理し、広く市民の感覚にあった管理業務を行っており、一部の市民を優遇していることはない。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	個人情報の保護の重要性・責任について認識があり、具体的・効果的な方策が行われたか。	事務室を施設し、個人情報記載されている書類等については、利用者の目に触れる所には置かない、外に持ち出さない等、その取扱いは慎重に行っている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守の重要性・責任について認識があり、具体的・効果的な方策が行われたか。	施設の管理に際して、社会教育法に準じた運用を行い、その説明責任等を果たしている。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が適正に行われたか。	公の業務として認識して、管理業務運営を行っており、経理の執行については、適正に行っている。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設の維持管理等については、施設等に注意を払い、設備・備品等の保全に万全を期すなど管理施設の清潔・整理・整頓に努めており、業務仕様書に定める水準のとおり行われている。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	特に施設の施設等に注意を払う等しており、異常があれば市へ報告し、市と連携を取りながら対応するようにしている。	適

(2) 点数評価項目 【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態 C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	基本的に事業実施計画のとおり実施されており、地域に広く活用を図れている。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	感染対策を講じた上で夏期自主防火訓練やイルミネーション点灯などが行われている。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。	多くの方に利用していただけるよう地域住民に広報している。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	収支予算書における経費・収入の見込みが適正・合理的であったか。予算の効果的な配分が行われたか。	分館の管理運営について、適正に予算執行され、幅広く効果的な予算配分が行うことができている。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む。)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統、責任権限含む。)であったか。	分館管理に係る組織図を作成し、指揮系統を明確にしている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされていたか。	過去から地元地域による管理運営がなされているため、業務の実績・ノウハウは効果的に反映されている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	安定的に事業を継続できる財務状況である。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	施設の設置目的に対する考え方	市の方針・施設の性格・設置目的等を的確に把握し、指定管理者となる意義や責務を認識しているか。	当該施設の管理について十分責務を認識しており、現在まで支障なく管理業務の継続を行っていることもあり、地域住民が気軽に利用できる施設として管理運営を行っている。	B
	施設の管理運営に対する熱意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱意や、施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	地域住民の生涯学習の場としての利用に留まらず、コミュニティ活動の拠点施設として活用していき、地域の振興や活性化を図っている。	B
	苦情・トラブルの対応・防止に対する方策	苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	利用者の苦情や不満は、利用者とのコミュニケーションをとる良い機会ととらえて、苦情や不満を集約などして改善等に結び付けている。	B
	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的な方策が行われたか。	自主事業を通じて、地域住民のふれあい、交流が図られた。	B

5. 総合評価

総合評価	当該指定管理者は、当該地域の住民で組織された地域の実情に精通した団体であるため、地域の連携や活性化を図りながら、効率の高い管理運営を行っており、「地域コミュニティの再生」のための大きな役割を果たしている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（令和5年度）

1. 施設概要

施設名	春日公民館西木辻分館	評価主体	教育部 地域教育課
指定管理者	八軒町自治会 (非公募)	指定の期間	令和2年4月 1日から 令和7年3月31日まで (5年間)
設置目的	地域の住民の教養の向上・健康の増進・情操の純化などを図るため、学習会・集会など住民の自主的な社会教育活動の場として提供される。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認(年1回)	利用者の満足度調査等	実地調査実施日
-------------	----------------	------------	---------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料/利用料金)収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和5年度	190,000	-	-	7,559	309	-	98.7%	-
令和4年度	190,000	-	-	5,493	287	-	91.7%	-
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	地域に根ざした分館施設を管理し、広く市民の感覚にあった管理業務を行っており、一部の市民を優遇していることはない。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	個人情報の保護の重要性・責任について認識があり、具体的・効果的な方策が行われたか。	事務室を施設し、個人情報記載されている書類等については、利用者の目に触れる所には置かない、外に持ち出さない等、その取扱いは慎重に行っている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守の重要性・責任について認識があり、具体的・効果的な方策が行われたか。	施設の管理に際して、社会教育法に準じた運用を行い、その説明責任等を果たしている。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が適正に行われたか。	公の業務として認識して、管理業務運営を行っており、経理の執行については、適正に行っている。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設の維持管理等については、施設等に注意を払い、設備・備品等の保全に万全を期すなど管理施設の清潔・整理・整頓に努めており、業務仕様書に定める水準のとおり行われている。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	特に施設の施設等に注意を払う等しており、異常があれば市へ報告し、市と連携を取りながら対応するようにしている。	適

(2) 点数評価項目 【評価基準】 A：協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B：協定・業務仕様書等に定める水準どりの状態 C：協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	基本的に事業実施計画のとおり実施されており、地域に広く活用を図れている。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	感染対策を講じた上で夏期自主防火訓練やイルミネーション点灯などが行われている。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。	多くの方に利用していただけるよう地域住民に広報している。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	収支予算書における経費・収入の見込みが適正・合理的であったか。予算の効果的な配分が行われたか。	分館の管理運営について、適正に予算執行され、幅広く効果的な予算配分が行うことができている。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む。)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統、責任権限含む。)であったか。	分館管理に係る組織図を作成し、指揮系統を明確にしている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされていたか。	過去から地元地域による管理運営がなされているため、業務の実績・ノウハウは効果的に反映されている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	安定的に事業を継続できる財務状況である。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	施設の設置目的に対する考え方	市の方針・施設の性格・設置目的等を的確に把握し、指定管理者となる意義や責務を認識しているか。	当該施設の管理について十分責務を認識しており、現在まで支障なく管理業務の継続を行っていることもあり、地域住民が気軽に利用できる施設として管理運営を行っている。	B
	施設の管理運営に対する熱意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱意や、施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	地域住民の生涯学習の場としての利用に留まらず、コミュニティ活動の拠点施設として活用していき、地域の振興や活性化を図っている。	B
	苦情・トラブルの対応・防止に対する方策	苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	利用者の苦情や不満は、利用者とのコミュニケーションをとる良い機会ととらえて、苦情や不満を集約などして改善等に結び付けている。	B
	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的な方策が行われたか。	自主事業を通じて、地域住民のふれあい、交流が図られた。	B

5. 総合評価

総合評価	当該指定管理者は、当該地域の住民で組織された地域の実情に精通した団体であるため、地域の連携や活性化を図りながら、効率の高い管理運営を行っており、「地域コミュニティの再生」のための大きな役割を果たしている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（令和5年度）

1. 施設概要

施設名	春日公民館大安寺分館	評価主体	教育部 地域教育課
指定管理者	大安寺地区自治連合会 (非公募)	指定の期間	令和2年4月 1日から 令和7年3月31日まで (5年間)
設置目的	地域の住民の教養の向上・健康の増進・情操の純化などを図るため、学習会・集会など住民の自主的な社会教育活動の場として提供される。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認(年1回)	利用者の満足度調査等	実地調査実施日
-------------	----------------	------------	---------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料/利用料金)収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和5年度	204,000	-	-	3,226	157	-	50.2%	-
令和4年度	204,000	-	-	2,135	152	-	48.6%	-
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	地域に根ざした分館施設を管理し、広く市民の感覚にあった管理業務を行っており、一部の市民を優遇していることはない。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	個人情報の保護の重要性・責任について認識があり、具体的・効果的な方策が行われたか。	事務室を施設し、個人情報記載されている書類等については、利用者の目に触れる所には置かない、外に持ち出さない等、その取扱いは慎重に行っている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守の重要性・責任について認識があり、具体的・効果的な方策が行われたか。	施設の管理に際して、社会教育法に準じた運用を行い、その説明責任等を果たしている。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が適正に行われたか。	公の業務として認識して、管理業務運営を行っており、経理の執行については、適正に行っている。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設の維持管理等については、施設等に注意を払い、設備・備品等の保全に万全を期すなど管理施設の清潔・整理・整頓に努めており、業務仕様書に定める水準のとおり行われている。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	特に施設の施設等に注意を払う等しており、異常があれば市へ報告し、市と連携を取りながら対応するようにしている。	適

(2) 点数評価項目 【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態 C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	基本的に事業実施計画のとおり実施されており、地域に広く活用を図れている。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	感染対策を講じた上で夏期自主防火訓練やイルミネーション点灯などが行われている。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。	多くの方に利用していただけるよう地域住民に広報している。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	収支予算書における経費・収入の見込みが適正・合理的であったか。予算の効果的な配分が行われたか。	分館の管理運営について、適正に予算執行され、幅広く効果的な予算配分が行うことができている。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む。)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統、責任権限含む。)であったか。	分館管理に係る組織図を作成し、指揮系統を明確にしている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされていたか。	過去から地元地域による管理運営がなされているため、業務の実績・ノウハウは効果的に反映されている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	安定的に事業を継続できる財務状況である。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	施設の設置目的に対する考え方	市の方針・施設の性格・設置目的等を的確に把握し、指定管理者となる意義や責務を認識しているか。	当該施設の管理について十分責務を認識しており、現在まで支障なく管理業務の継続を行っていることもあり、地域住民が気軽に利用できる施設として管理運営を行っている。	B
	施設の管理運営に対する熱意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱意や、施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	地域住民の生涯学習の場としての利用に留まらず、コミュニティ活動の拠点施設として活用していき、地域の振興や活性化を図っている。	B
	苦情・トラブルの対応・防止に対する方策	苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	利用者の苦情や不満は、利用者とのコミュニケーションをとる良い機会ととらえて、苦情や不満を集約などして改善等に結び付けている。	B
	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的な方策が行われたか。	自主事業を通じて、地域住民のふれあい、交流が図られた。	B

5. 総合評価

総合評価	当該指定管理者は、当該地域の住民で組織された地域の実情に精通した団体であるため、地域の連携や活性化を図りながら、効率の高い管理運営を行っており、「地域コミュニティの再生」のための大きな役割を果たしている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（令和5年度）

1. 施設概要

施設名	春日公民館済美南分館	評価主体	教育部 地域教育課
指定管理者	済美南地区自治連合会 (非公募)	指定の期間	令和2年4月 1日から 令和7年3月31日まで (5年間)
設置目的	地域の住民の教養の向上・健康の増進・情操の純化などを図るため、学習会・集会など住民の自主的な社会教育活動の場として提供される。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認(年1回)	利用者の満足度調査等	実地調査実施日
-------------	----------------	------------	---------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料/利用料金)収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和5年度	204,000	-	-	6,374	166	-	53.0%	-
令和4年度	204,000	-	-	4,464	145	-	46.3%	-
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として收受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	地域に根ざした分館施設を管理し、広く市民の感覚にあった管理業務を行っており、一部の市民を優遇していることはない。	適
	情報公開に対する考え及び方策	個人情報の保護の重要性・責任について認識があり、具体的・効果的な方策が行われたか。	事務室を施設し、個人情報記載されている書類等については、利用者の目に触れる所には置かない、外に持ち出さない等、その取扱いは慎重に行っている。	適
	法令遵守に対する考え及び方策	法令遵守の重要性・責任について認識があり、具体的・効果的な方策が行われたか。	施設の管理に際して、社会教育法に準じた運用を行い、その説明責任等を果たしている。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が適正に行われたか。	公の業務として認識して、管理業務運営を行っており、経理の執行については、適正に行っている。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設の維持管理等については、施設等に注意を払い、設備・備品等の保全に万全を期すなど管理施設の清潔・整理・整頓に努めており、業務仕様書に定める水準のとおり行われている。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	特に施設の施設等に注意を払う等しており、異常があれば市へ報告し、市と連携を取りながら対応するようにしている。	適

(2) 点数評価項目 【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態 C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	基本的に事業実施計画のとおり実施されており、地域に広く活用を図れている。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	感染対策を講じた上で夏期自主防火訓練やイルミネーション点灯などが行われている。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。	多くの方に利用していただけるよう地域住民に広報している。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	収支予算書における経費・収入の見込みが適正・合理的であったか。予算の効果的な配分が行われたか。	分館の管理運営について、適正に予算執行され、幅広く効果的な予算配分が行うことができている。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む。)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統、責任権限含む。)であったか。	分館管理に係る組織図を作成し、指揮系統を明確にしている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされていたか。	過去から地元地域による管理運営がなされているため、業務の実績・ノウハウは効果的に反映されている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	安定的に事業を継続できる財務状況である。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	施設の設置目的に対する考え方	市の方針・施設の性格・設置目的等を的確に把握し、指定管理者となる意義や責務を認識しているか。	当該施設の管理について十分責務を認識しており、現在まで支障なく管理業務の継続を行っていることもあり、地域住民が気軽に利用できる施設として管理運営を行っている。	B
	施設の管理運営に対する熱意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱意や、施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	地域住民の生涯学習の場としての利用に留まらず、コミュニティ活動の拠点施設として活用していき、地域の振興や活性化を図っている。	B
	苦情・トラブルの対応・防止に対する方策	苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	利用者の苦情や不満は、利用者とのコミュニケーションをとる良い機会ととらえて、苦情や不満を集約などして改善等に結び付けている。	B
	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的な方策が行われたか。	自主事業を通じて、地域住民のふれあい、交流が図られた。	B

5. 総合評価

総合評価	当該指定管理者は、当該地域の住民で組織された地域の実情に精通した団体であるため、地域の連携や活性化を図りながら、効率の高い管理運営を行っており、「地域コミュニティの再生」のための大きな役割を果たしている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（令和5年度）

1. 施設概要

施設名	二名公民館二名分館	評価主体	教育部 地域教育課
指定管理者	二名地区自治協議会 (非公募)	指定の期間	令和2年4月 1日から 令和7年3月31日まで (5年間)
設置目的	地域の住民の教養の向上・健康の増進・情操の純化などを図るため、学習会・集会など住民の自主的な社会教育活動の場として提供される。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認(年1回)	利用者の満足度調査等	実地調査実施日
-------------	----------------	------------	---------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料/利用料金)収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和5年度	232,000	-	-	5,292	227	-	72.5%	-
令和4年度	232,000	-	-	3,581	222	-	71.9%	-
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	地域に根ざした分館施設を管理し、広く市民の感覚にあった管理業務を行っており、一部の市民を優遇していることはない。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	個人情報の保護の重要性・責任について認識があり、具体的・効果的な方策が行われたか。	事務室を施設し、個人情報記載されている書類等については、利用者の目に触れる所には置かない、外に持ち出さない等、その取扱いは慎重に行っている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守の重要性・責任について認識があり、具体的・効果的な方策が行われたか。	施設の管理に際して、社会教育法に準じた運用を行い、その説明責任等を果たしている。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が適正に行われたか。	公の業務として認識して、管理業務運営を行っており、経理の執行については、適正に行っている。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設の維持管理等については、施設等に注意を払い、設備・備品等の保全に万全を期すなど管理施設の清潔・整理・整頓に努めており、業務仕様書に定める水準のとおり行われている。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	特に施設の施設等に注意を払う等しており、異常があれば市へ報告し、市と連携を取りながら対応するようにしている。	適

(2) 点数評価項目 【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態 C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	基本的に事業実施計画のとおり実施されており、地域に広く活用を図れている。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	感染対策を講じた上で夏期自主防火訓練やイルミネーション点灯などが行われている。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。	多くの方に利用していただけるよう地域住民に広報している。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	収支予算書における経費・収入の見込みが適正・合理的であったか。予算の効果的な配分が行われたか。	分館の管理運営について、適正に予算執行され、幅広く効果的な予算配分が行うことができている。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む。)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統、責任権限含む。)であったか。	分館管理に係る組織図を作成し、指揮系統を明確にしている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされていたか。	過去から地元地域による管理運営がなされているため、業務の実績・ノウハウは効果的に反映されている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	安定的に事業を継続できる財務状況である。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	施設の設置目的に対する考え方	市の方針・施設の性格・設置目的等を的確に把握し、指定管理者となる意義や責務を認識しているか。	当該施設の管理について十分責務を認識しており、現在まで支障なく管理業務の継続を行っていることもあり、地域住民が気軽に利用できる施設として管理運営を行っている。	B
	施設の管理運営に対する熱意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱意や、施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	地域住民の生涯学習の場としての利用に留まらず、コミュニティ活動の拠点施設として活用していき、地域の振興や活性化を図っている。	B
	苦情・トラブルの対応・防止に対する方策	苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	利用者の苦情や不満は、利用者とのコミュニケーションをとる良い機会ととらえて、苦情や不満を集約などして改善等に結び付けている。	B
	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的な方策が行われたか。	自主事業を通じて、地域住民のふれあい、交流が図られた。	B

5. 総合評価

総合評価	当該指定管理者は、当該地域の住民で組織された地域の実情に精通した団体であるため、地域の連携や活性化を図りながら、効率の高い管理運営を行っており、「地域コミュニティの再生」のための大きな役割を果たしている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（令和5年度）

1. 施設概要

施設名	二名公民館西登美ヶ丘分館	評価主体	教育部 地域教育課
指定管理者	二名公民館西登美ヶ丘分館運営協議委員会 (非公募)	指定の期間	令和2年4月 1日から 令和7年3月31日まで (5年間)
設置目的	地域の住民の教養の向上・健康の増進・情操の純化などを図るため、学習会・集会など住民の自主的な社会教育活動の場として提供される。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認(年1回)	利用者の満足度調査等	実地調査実施日
-------------	----------------	------------	---------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料/利用料金)収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和5年度	58,000	-	-	2,045	60	-	19.2%	-
令和4年度	232,000	-	-	12,787	354	-	113.1%	-
変動の大きい指標の変動理由	令和5年6月に公民館分館を廃止したため(令和6年4月にふれあい会館開館のため)							
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	地域に根ざした分館施設を管理し、広く市民の感覚にあった管理業務を行っており、一部の市民を優遇していることはない。	適
	情報公開に対する考え及び方策	個人情報の保護の重要性・責任について認識があり、具体的・効果的な方策が行われたか。	事務室を施設し、個人情報記載されている書類等については、利用者の目に触れる所には置かない、外に持ち出さない等、その取扱いは慎重に行っている。	適
	法令遵守に対する考え及び方策	法令遵守の重要性・責任について認識があり、具体的・効果的な方策が行われたか。	施設の管理に際して、社会教育法に準じた運用を行い、その説明責任等を果たしている。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が適正に行われたか。	公の業務として認識して、管理業務運営を行っており、経理の執行については、適正に行っている。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設の維持管理等については、施設等に注意を払い、設備・備品等の保全に万全を期すなど管理施設の清潔・整理・整頓に努めており、業務仕様書に定める水準のとおり行われている。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	特に施設の施設等に注意を払う等しており、異常があれば市へ報告し、市と連携を取りながら対応するようにしている。	適

(2) 点数評価項目 【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どりの状態 C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	基本的に事業実施計画のとおり実施されており、地域に広く活用を図れている。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	感染対策を講じた上で夏期自主防火訓練やイルミネーション点灯などが行われている。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。	多くの方に利用していただけるよう地域住民に広報している。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	収支予算書における経費・収入の見込みが適正・合理的であったか。予算の効果的な配分が行われたか。	分館の管理運営について、適正に予算執行され、幅広く効果的な予算配分が行うことができている。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む。)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統、責任権限含む。)であったか。	分館管理に係る組織図を作成し、指揮系統を明確にしている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされていたか。	過去から地元地域による管理運営がなされているため、業務の実績・ノウハウは効果的に反映されている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	安定的に事業を継続できる財務状況である。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	施設の設置目的に対する考え方	市の方針・施設の性格・設置目的等を的確に把握し、指定管理者となる意義や責務を認識しているか。	当該施設の管理について十分責務を認識しており、現在まで支障なく管理業務の継続を行っていることもあり、地域住民が気軽に利用できる施設として管理運営を行っている。	B
	施設の管理運営に対する熱意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱意や、施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	地域住民の生涯学習の場としての利用に留まらず、コミュニティ活動の拠点施設として活用していき、地域の振興や活性化を図っている。	B
	苦情・トラブルの対応・防止に対する方策	苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	利用者の苦情や不満は、利用者とのコミュニケーションをとる良い機会ととらえて、苦情や不満を集約などして改善等に結び付けている。	B
	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的な方策が行われたか。	自主事業を通じて、地域住民のふれあい、交流が図られた。	B

5. 総合評価

総合評価	当該指定管理者は、当該地域の住民で組織された地域の実情に精通した団体であるため、地域の連携や活性化を図りながら、効率の高い管理運営を行っており、「地域コミュニティの再生」のための大きな役割を果たしている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（令和5年度）

1. 施設概要

施設名	京西公民館平松分館	評価主体	教育部 地域教育課
指定管理者	平松一丁目自治会 (非公募)	指定の期間	令和2年4月 1日から 令和7年3月31日まで (5年間)
設置目的	地域の住民の教養の向上・健康の増進・情操の純化などを図るため、学習会・集会など住民の自主的な社会教育活動の場として提供される。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認(年1回)	利用者の満足度調査等	実地調査実施日
-------------	----------------	------------	---------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料/利用料金)収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和5年度	232,000	-	-	12,275	292	-	93.3%	-
令和4年度	232,000	-	-	11,210	286	-	91.4%	-
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	地域に根ざした分館施設を管理し、広く市民の感覚にあった管理業務を行っており、一部の市民を優遇していることはない。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	個人情報の保護の重要性・責任について認識があり、具体的・効果的な方策が行われたか。	事務室を施設し、個人情報記載されている書類等については、利用者の目に触れる所には置かない、外に持ち出さない等、その取扱いは慎重に行っている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守の重要性・責任について認識があり、具体的・効果的な方策が行われたか。	施設の管理に際して、社会教育法に準じた運用を行い、その説明責任等を果たしている。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が適正に行われたか。	公の業務として認識して、管理業務運営を行っており、経理の執行については、適正に行っている。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設の維持管理等については、施設等に注意を払い、設備・備品等の保全に万全を期すなど管理施設の清潔・整理・整頓に努めており、業務仕様書に定める水準のとおり行われている。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	特に施設の施設等に注意を払う等しており、異常があれば市へ報告し、市と連携を取りながら対応するようにしている。	適

(2) 点数評価項目 【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態 C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	基本的に事業実施計画のとおり実施されており、地域に広く活用を図れている。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	感染対策を講じた上で夏期自主防火訓練やイルミネーション点灯などが行われている。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。	多くの方に利用していただけるよう地域住民に広報している。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	収支予算書における経費・収入の見込みが適正・合理的であったか。予算の効果的な配分が行われたか。	分館の管理運営について、適正に予算執行され、幅広く効果的な予算配分が行うことができている。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む。)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統、責任権限含む。)であったか。	分館管理に係る組織図を作成し、指揮系統を明確にしている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされていたか。	過去から地元地域による管理運営がなされているため、業務の実績・ノウハウは効果的に反映されている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	安定的に事業を継続できる財務状況である。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	施設の設置目的に対する考え方	市の方針・施設の性格・設置目的等を的確に把握し、指定管理者となる意義や責務を認識しているか。	当該施設の管理について十分責務を認識しており、現在まで支障なく管理業務の継続を行っていることもあり、地域住民が気軽に利用できる施設として管理運営を行っている。	B
	施設の管理運営に対する熱意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱意や、施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	地域住民の生涯学習の場としての利用に留まらず、コミュニティ活動の拠点施設として活用していき、地域の振興や活性化を図っている。	B
	苦情・トラブルの対応・防止に対する方策	苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	利用者の苦情や不満は、利用者とのコミュニケーションをとる良い機会ととらえて、苦情や不満を集約などして改善等に結び付けている。	B
	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的な方策が行われたか。	自主事業を通じて、地域住民のふれあい、交流が図られた。	B

5. 総合評価

総合評価	当該指定管理者は、当該地域の住民で組織された地域の実情に精通した団体であるため、地域の連携や活性化を図りながら、効率の高い管理運営を行っており、「地域コミュニティの再生」のための大きな役割を果たしている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（令和5年度）

1. 施設概要

施設名	伏見公民館あやめ池分館	評価主体	教育部 地域教育課
指定管理者	あやめ池地区自治連合会 (非公募)	指定の期間	令和2年4月 1日から 令和7年3月31日まで (5年間)
設置目的	地域の住民の教養の向上・健康の増進・情操の純化などを図るため、学習会・集会など住民の自主的な社会教育活動の場として提供される。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認(年1回)	利用者の満足度調査等	実地調査実施日
-------------	----------------	------------	---------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料/利用料金)収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和5年度	310,000	-	-	30,541	316	-	101.0%	-
令和4年度	310,000	-	-	19,301	235	-	75.1%	-
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	地域に根ざした分館施設を管理し、広く市民の感覚にあった管理業務を行っており、一部の市民を優遇していることはない。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	個人情報の保護の重要性・責任について認識があり、具体的・効果的な方策が行われたか。	事務室を施設し、個人情報記載されている書類等については、利用者の目に触れる所には置かない、外に持ち出さない等、その取扱いは慎重に行っている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守の重要性・責任について認識があり、具体的・効果的な方策が行われたか。	施設の管理に際して、社会教育法に準じた運用を行い、その説明責任等を果たしている。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が適正に行われたか。	公の業務として認識して、管理業務運営を行っており、経理の執行については、適正に行っている。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設の維持管理等については、施設等に注意を払い、設備・備品等の保全に万全を期すなど管理施設の清潔・整理・整頓に努めており、業務仕様書に定める水準のとおり行われている。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	特に施設の施設等に注意を払う等しており、異常があれば市へ報告し、市と連携を取りながら対応するようにしている。	適

(2) 点数評価項目 【評価基準】 A：協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B：協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態 C：協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	基本的に事業実施計画のとおり実施されており、地域に広く活用を図れている。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	感染対策を講じた上で夏期自主防火訓練やイルミネーション点灯などが行われている。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。	多くの方に利用していただけるよう地域住民に広報している。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	収支予算書における経費・収入の見込みが適正・合理的であったか。予算の効果的な配分が行われたか。	分館の管理運営について、適正に予算執行され、幅広く効果的な予算配分が行うことができている。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む。)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統、責任権限含む。)であったか。	分館管理に係る組織図を作成し、指揮系統を明確にしている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされていたか。	過去から地元地域による管理運営がなされているため、業務の実績・ノウハウは効果的に反映されている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	安定的に事業を継続できる財務状況である。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	施設の設置目的に対する考え方	市の方針・施設の性格・設置目的等を的確に把握し、指定管理者となる意義や責務を認識しているか。	当該施設の管理について十分責務を認識しており、現在まで支障なく管理業務の継続を行っていることもあり、地域住民が気軽に利用できる施設として管理運営を行っている。	B
	施設の管理運営に対する熱意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱意や、施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	地域住民の生涯学習の場としての利用に留まらず、コミュニティ活動の拠点施設として活用していき、地域の振興や活性化を図っている。	B
	苦情・トラブルの対応・防止に対する方策	苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	利用者の苦情や不満は、利用者とのコミュニケーションをとる良い機会ととらえて、苦情や不満を集約などして改善等に結び付けている。	B
	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的な方策が行われたか。	自主事業を通じて、地域住民のふれあい、交流が図られた。	B

5. 総合評価

総合評価	当該指定管理者は、当該地域の住民で組織された地域の実情に精通した団体であるため、地域の連携や活性化を図りながら、効率の高い管理運営を行っており、「地域コミュニティの再生」のための大きな役割を果たしている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（令和5年度）

1. 施設概要

施設名	平城公民館歌姫分館	評価主体	教育部 地域教育課
指定管理者	歌姫町自治会 (非公募)	指定の期間	令和2年4月 1日から 令和7年3月31日まで (5年間)
設置目的	地域の住民の教養の向上・健康の増進・情操の純化などを図るため、学習会・集会など住民の自主的な社会教育活動の場として提供される。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認(年1回)	利用者の満足度調査等	実地調査実施日
-------------	----------------	------------	---------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料/利用料金)収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和5年度	232,000	-	-	1,443	126	-	40.3%	-
令和4年度	232,000	-	-	1,038	90	-	28.8%	-
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	地域に根ざした分館施設を管理し、広く市民の感覚にあった管理業務を行っており、一部の市民を優遇していることはない。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	個人情報の保護の重要性・責任について認識があり、具体的・効果的な方策が行われたか。	事務室を施設し、個人情報記載されている書類等については、利用者の目に触れる所には置かない、外に持ち出さない等、その取扱いは慎重に行っている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守の重要性・責任について認識があり、具体的・効果的な方策が行われたか。	施設の管理に際して、社会教育法に準じた運用を行い、その説明責任等を果たしている。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が適正に行われたか。	公の業務として認識して、管理業務運営を行っており、経理の執行については、適正に行っている。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設の維持管理等については、施設等に注意を払い、設備・備品等の保全に万全を期すなど管理施設の清潔・整理・整頓に努めており、業務仕様書に定める水準のとおり行われている。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	特に施設の施設等に注意を払う等しており、異常があれば市へ報告し、市と連携を取りながら対応するようにしている。	適

(2) 点数評価項目 【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態 C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	基本的に事業実施計画のとおり実施されており、地域に広く活用を図れている。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	感染対策を講じた上で夏期自主防火訓練やイルミネーション点灯などが行われている。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。	多くの方に利用していただけるよう地域住民に広報している。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	収支予算書における経費・収入の見込みが適正・合理的であったか。予算の効果的な配分が行われたか。	分館の管理運営について、適正に予算執行され、幅広く効果的な予算配分が行うことができている。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む。)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統、責任権限含む。)であったか。	分館管理に係る組織図を作成し、指揮系統を明確にしている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされていたか。	過去から地元地域による管理運営がなされているため、業務の実績・ノウハウは効果的に反映されている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	安定的に事業を継続できる財務状況である。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	施設の設置目的に対する考え方	市の方針・施設の性格・設置目的等を的確に把握し、指定管理者となる意義や責務を認識しているか。	当該施設の管理について十分責務を認識しており、現在まで支障なく管理業務の継続を行っていることもあり、地域住民が気軽に利用できる施設として管理運営を行っている。	B
	施設の管理運営に対する熱意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱意や、施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	地域住民の生涯学習の場としての利用に留まらず、コミュニティ活動の拠点施設として活用していき、地域の振興や活性化を図っている。	B
	苦情・トラブルの対応・防止に対する方策	苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	利用者の苦情や不満は、利用者とのコミュニケーションをとる良い機会ととらえて、苦情や不満を集約などして改善等に結び付けている。	B
	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的な方策が行われたか。	自主事業を通じて、地域住民のふれあい、交流が図られた。	B

5. 総合評価

総合評価	当該指定管理者は、当該地域の住民で組織された地域の実情に精通した団体であるため、地域の連携や活性化を図りながら、効率の高い管理運営を行っており、「地域コミュニティの再生」のための大きな役割を果たしている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（令和5年度）

1. 施設概要

施設名	飛鳥公民館白毫寺分館	評価主体	教育部 地域教育課
指定管理者	白毫寺町連合自治会 (非公募)	指定の期間	令和2年4月 1日から 令和7年3月31日まで (5年間)
設置目的	地域の住民の教養の向上・健康の増進・情操の純化などを図るため、学習会・集会など住民の自主的な社会教育活動の場として提供される。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認(年1回)	利用者の満足度調査等	実地調査実施日
-------------	----------------	------------	---------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料/利用料金)収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和5年度	232,000	-	-	3,041	263	-	84.0%	-
令和4年度	232,000	-	-	3,459	257	-	82.1%	-
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	地域に根ざした分館施設を管理し、広く市民の感覚にあった管理業務を行っており、一部の市民を優遇していることはない。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	個人情報の保護の重要性・責任について認識があり、具体的・効果的な方策が行われたか。	事務室を施設し、個人情報記載されている書類等については、利用者の目に触れる所には置かない、外に持ち出さない等、その取扱いは慎重に行っている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守の重要性・責任について認識があり、具体的・効果的な方策が行われたか。	施設の管理に際して、社会教育法に準じた運用を行い、その説明責任等を果たしている。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が適正に行われたか。	公の業務として認識して、管理業務運営を行っており、経理の執行については、適正に行っている。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設の維持管理等については、施設等に注意を払い、設備・備品等の保全に万全を期すなど管理施設の清潔・整理・整頓に努めており、業務仕様書に定める水準のとおり行われている。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	特に施設の施設等に注意を払う等しており、異常があれば市へ報告し、市と連携を取りながら対応するようにしている。	適

(2) 点数評価項目 【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態 C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	基本的に事業実施計画のとおり実施されており、地域に広く活用を図れている。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	感染対策を講じた上で夏期自主防火訓練やイルミネーション点灯などが行われている。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。	多くの方に利用していただけるよう地域住民に広報している。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	収支予算書における経費・収入の見込みが適正・合理的であったか。予算の効果的な配分が行われたか。	分館の管理運営について、適正に予算執行され、幅広く効果的な予算配分が行うことができている。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む。)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統、責任権限含む。)であったか。	分館管理に係る組織図を作成し、指揮系統を明確にしている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされていたか。	過去から地元地域による管理運営がなされているため、業務の実績・ノウハウは効果的に反映されている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	安定的に事業を継続できる財務状況である。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	施設の設置目的に対する考え方	市の方針・施設の性格・設置目的等を的確に把握し、指定管理者となる意義や責務を認識しているか。	当該施設の管理について十分責務を認識しており、現在まで支障なく管理業務の継続を行っていることもあり、地域住民が気軽に利用できる施設として管理運営を行っている。	B
	施設の管理運営に対する熱意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱意や、施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	地域住民の生涯学習の場としての利用に留まらず、コミュニティ活動の拠点施設として活用していき、地域の振興や活性化を図っている。	B
	苦情・トラブルの対応・防止に対する方策	苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	利用者の苦情や不満は、利用者とのコミュニケーションをとる良い機会ととらえて、苦情や不満を集約などして改善等に結び付けている。	B
	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的な方策が行われたか。	自主事業を通じて、地域住民のふれあい、交流が図られた。	B

5. 総合評価

総合評価	当該指定管理者は、当該地域の住民で組織された地域の実情に精通した団体であるため、地域の連携や活性化を図りながら、効率の高い管理運営を行っており、「地域コミュニティの再生」のための大きな役割を果たしている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（令和5年度）

1. 施設概要

施設名	都跡公民館佐紀分館	評価主体	教育部 地域教育課
指定管理者	佐紀中町自治会 (非公募)	指定の期間	令和2年4月 1日から 令和7年3月31日まで (5年間)
設置目的	地域の住民の教養の向上・健康の増進・情操の純化などを図るため、学習会・集会など住民の自主的な社会教育活動の場として提供される。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認(年1回)	利用者の満足度調査等		実地調査実施日	
-------------	----------------	------------	--	---------	--

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料/利用料金)収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和5年度	204,000	-	-	4,391	261	-	83.4%	-
令和4年度	204,000	-	-	3,933	244	-	78.0%	-
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	地域に根ざした分館施設を管理し、広く市民の感覚にあった管理業務を行っており、一部の市民を優遇していることはない。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	個人情報の保護の重要性・責任について認識があり、具体的・効果的な方策が行われたか。	事務室を施錠し、個人情報に記載されている書類等については、利用者の目に触れる所には置かない、外に持ち出さない等、その取扱いは慎重に行っている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守の重要性・責任について認識があり、具体的・効果的な方策が行われたか。	施設の管理に際して、社会教育法に準じた運用を行い、その説明責任等を果たしている。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が適正に行われたか。	公の業務として認識して、管理業務運営を行っており、経理の執行については、適正に行っている。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設の維持管理等については、施錠等に注意を払い、設備・備品等の保全に万全を期すなど管理施設の清潔・整理・整頓に努めており、業務仕様書に定める水準のとおり行われている。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	特に施設の施錠等に注意を払う等しており、異常があれば市へ報告し、市と連携を取りながら対応するようにしている。	適

(2) 点数評価項目 【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態 C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	基本的に事業実施計画のとおり実施されており、地域に広く活用を図れている。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	感染対策を講じた上で夏期自主防火訓練やイルミネーション点灯などが行われている。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。	多くの方に利用していただけるよう地域住民に広報している。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	収支予算書における経費・収入の見込みが適正・合理的であったか。 予算の効果的な配分が行われたか。	分館の管理運営について、適正に予算執行され、幅広く効果的な予算配分が行うことができる。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む。)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統、責任権限含む。)であったか。	分館管理に係る組織図を作成し、指揮系統を明確にしている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされていたか。	過去から地元地域による管理運営がなされているため、業務の実績・ノウハウは効果的に反映されている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か、団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	安定的に事業を継続できる財務状況である。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	施設の設置目的に対する考え方	市の方針・施設の性格・設置目的等を的確に把握し、指定管理者となる意義や責務を認識しているか。	当該施設の管理について十分責務を認識しており、現在まで支障なく管理業務の継続を行っていることもあり、地域住民が気軽に利用できる施設として管理運営を行っている。	B
	施設の管理運営に対する熱意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱意や、施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	地域住民の生涯学習の場としての利用に留まらず、コミュニティ活動の拠点施設として活用していき、地域の振興や活性化を図っている。	B
	苦情・トラブルの対応・防止に対する方策	苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	利用者の苦情や不満は、利用者とのコミュニケーションをとる良い機会ととらえて、苦情や不満を集約などして改善等に結び付けている。	B
	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的な方策が行われたか。	自主事業を通じて、地域住民のふれあい、交流が図られた。	B

5. 総合評価

総合評価	当該指定管理者は、当該地域の住民で組織された地域の実情に精通した団体であるため、地域の連携や活性化を図りながら、効率の高い管理運営を行っており、「地域コミュニティの再生」のための大きな役割を果たしている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

公の施設内に複数の施設がある場合の各施設の名称及び施設稼働率の一覧表

件数	部屋数	開館日数	分館名	利用者数	館の稼働率
853	5	322	西部公民館学園大和分館	9,520	102.9%
414	6	264	南部公民館精華分館	5,379	84.3%
199	1	149	南部公民館東九条分館	2,883	47.6%
9	3	9	田原公民館横田分館	58	2.9%
151	2	139	田原公民館水間分館	1,041	44.4%
23	2	23	田原公民館袖ノ川分館	254	7.3%
1,127	3	356	富雄公民館元町分館	10,613	113.7%
62	2	62	柳生公民館興ヶ原分館	310	19.8%
49	3	49	柳生公民館邑地分館	461	15.7%
50	2	50	柳生公民館丹生分館	301	16.0%
19	1	19	柳生公民館北野山分館	157	6.1%
112	5	109	興東公民館狭川分館	1,406	34.8%
104	3	90	興東公民館大平尾分館	349	28.8%
532	4	309	春日公民館西木辻分館	7,559	98.7%
288	4	157	春日公民館大安寺分館	3,226	50.2%
300	2	166	春日公民館済美南分館	6,374	53.0%
283	2	227	二名公民館二名分館	5,292	72.5%
141	5	60	二名公民館西登美ヶ丘分館	2,045	19.2%
932	5	292	京西公民館平松分館	12,275	93.3%
2,332	8	316	伏見公民館あやめ池分館	30,541	101.0%
138	4	126	平城公民館歌姫分館	1,443	40.3%
420	3	263	飛鳥公民館白毫寺分館	3,041	84.0%
389	2	261	都跡公民館佐紀分館	4,391	83.4%
合 計				108,919	

館の稼働率： 開館日数/年間日数

指定管理者評価表（令和5年度）

1. 施設概要

施設名	奈良市黒髪山キャンプフィールド	評価主体	教育部 地域教育課
指定管理者	奈良市黒髪山キャンプフィールド運営協議会 (公募)	指定の期間	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで (1年間)
設置目的	自然環境の中での野外活動、レクリエーション等を通じて青少年の心身の健全な育成を図ることを目的とする。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認(年1回) ・月次報告書の確認(月1回)	利用者の満足度調査等	利用者アンケート	実地調査実施日	随時実施
-------------	----------------------------------	------------	----------	---------	------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料/利用料金)収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和5年度	3,719,000	-	-	4,054	144	-	77.1%	-
令和4年度	3,773,673	-	-	3,853	142	-	81.6%	-
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	申込受付は受付順を原則としており、利用要件を満たしていれば拒否せず受け付けている。また、受付方法についても電話、メール、郵便を対象としており申込手段による差異はなすなど、常に公平・平等な取り扱いを基本方針として、条例に定められる使用方法に基づき利用を認めている。	適
	情報公開に対する考え及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	利用に関する情報は奈良市のホームページにて公開されている。また、「くろかみやま自然塾」の募集についても、市民だよりに掲載するなど特定の市民に偏った公開にはなっていない。また運営における方針、事業計画、実施状況及び予算執行状況は必要に応じて公開できるようにしている。	適
	法令遵守に対する考え及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	常に法律条例に遵守した運営を心がけており、不明点があれば確認をとった上で対応している。また、個人情報についても運営管理上最小限の取り扱いとするなど、法律条例に基づいた管理運営を行っている。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が行われたか。	金銭の支出については経理担当が行うが、必ず場長の承認を得ていることを確認している。また指定管理料の執行にあたり、公明正大を旨として執行し、市からの要請があればいつでも執行状況を公開できるようにしている。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設を利用する青少年・市民に対し、清潔・安全・安心で質の高い施設を提供することを念頭に置き、施設内を定期的に巡回して危険箇所の早期発見に努め、小規模なものは随時対応している。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設には管理スタッフを置き、利用者並びに場内の安全確保に努め、利用者に対しての損害賠償保険にも加入している。また非常時に備えてAEDを設置している。急な天候の変化については研修棟や防災小屋へ避難できる体制をとっている。	適

(2) 点数評価項目 【評価基準】 A：協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B：協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態 C：協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	青少年の健全な育成と市民のレクリエーション活動を支援しており、計画どおりの管理業務を実施し、利用率約7割とほぼ水準どおりであった。平日の学校関係の利用も増えつつあり今後の利用も期待できる。また委託事業である「くろかみやま自然塾」を開催した。毎回多くの申込があり抽選選考する程ニーズがあり、参加者アンケート結果も良好であった。	A
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	新型コロナウイルス感染症対策のため実施していないが、今後は5類に引き下げられたので事業を計画し実施して欲しい。	C
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。	市のホームページやデジタルサイネージのほか、年2回奈良市庁舎の通路へ紹介パネルを展示し、市民向けの紹介を行った情報発信を行うなど、認知拡大とリピート利用の拡充を図っている。またメールによる申込を推進し、約8割がメールによる申込となるなど市民の利便性向上を積極的に導入している。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	経費の縮減が図られているか。	必要最小限のスタッフ数で管理するとともに、資材の購入に際しても人脈等を活用しできるだけ安い購入につとめ、また近隣施設で不要となった備品や材木を譲り受け有効活用した。また施設の修繕についても、スタッフの技能等による工夫で対応するなど経費節減につとめた。	A
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む。)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統、責任権限含む。)であったか。	協議会内には組織並びに指揮系統が確立されており、場長を代表とした管理スタッフについても、ボーイスカウト内で様々な経験を積んだ指導者が充てられている。職員配置も計画どおりの昼間2人、夜間1名の体制で遂行し、有識者による研修(草刈機、チェーンソーの安全対策等)を実施した。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他維持事業の業務の実績、ノウハウが施設管理に効果的に反映をされていたか。	管理スタッフをボーイスカウトの指導者及びOBで構成しており、キャンプや安全対策について十分なノウハウを大いに活かしている。またボーイスカウトが運営する他のキャンプ場とも連携・情報交換を行い、資材の融通等を含め交流を図っている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	指定管理料の範囲内での事業遂行であり、安定的に事業を継続できる財務状況である。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	公的施設の管理に対する考え方	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱意や、施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	管理運営を行うにあたり、「利用者満足」を第一に考え、施設の安全対策や施設の保全、また管理スタッフの教育や配置においても前記の理念を持って行われている。	B
	行政との連携	これまで指定管理者あるいは委託事業の受託者として、行政と円滑に連携できた実績はあるか。市の方針に対する理解は十分か。	本施設で実施している市主催の自然体験学習事業「くろかみやま自然塾」についても協働の観点から積極的に協力し、青少年が事業を通じて家庭や学校ではできない体験を通して生きる力を育んでいる。※参加実績334人(令和5年度)	B
	アンケート調査の実施	アンケート調査を実施しているか。また、実施結果を把握しているか。	使用報告書内にアンケート欄を設けている。利用者からは施設的环境やスタッフの対応等にて満足度の高い評価を得ている。	B
	要望・苦情への対応	利用者が要望・苦情を述べやすい環境づくりができていないか	アンケート調査を実施し、要望等については、内容を精査し迅速に対応している。また、ミーティング等にて情報共有している。	B

5. 総合評価

総合評価	管理運営を行うにあたり、「利用者満足」を第一に考え、施設の安全対策や施設の保全、また管理スタッフの教育や配置についても前記の理念を持って行われており、自然環境の中での野外活動、レクリエーション等を通じて青少年の心身の健全な育成を図るという設置目的がよく達成されており、利用者からの評価も高い。また指定管理料においても適正に執行されている。今後は施設の認知度や自主事業の再開により、利用促進・利用層拡大を図っていくことが求められる。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（令和5年度）

1. 施設概要

施設名	奈良市青少年野外活動センター	評価主体	教育部 地域教育課
指定管理者	特定非営利活動法人 奈良地域の学び推進機構 (公募)	指定の期間	平成31年4月1日から令和6年3月31日まで (5年間)
設置目的	自然環境の中での野外活動、体育・スポーツ及びレクリエーション等を通じて青少年の心身の健全な育成を図るため、青少年野外活動センターを設置する。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告の確認(年1回) ・日常の業務報告(月報)の確認 ・管理業務に関するヒアリング(年1回)	利用者の満足度調査等	利用者アンケート	実地調査実施日	随時実施
-------------	---	------------	----------	---------	------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	使用料収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和5年度	24,977,400	1,763,540	-	5,572	293	-	-	-
令和4年度	24,537,058	1,152,380	-	4,574	294	-	-	-
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく、一部の市民を優遇していないか。	特定の利用者による独占利用が生じないよう、申込日優先で受付事務を行っている。また、申請受付の方法を窓口・郵送・FAX・E-Mailのすべての方法で対応し、利用者の利便性を高めている。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	独自のHPは情報提供の更新頻度が高く、積極的な情報公開に努めている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	個人情報の保護・法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	得られた個人情報について、利用申請書から撮影画像に渡るまで細かく分類し、取扱い方法をそれぞれに定めることで、適正な管理に努めている。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として、適正な経理の執行が行われたか。	月次決算を行い、支出科目ごとに適正性・効率を見直している。また、運営方法の見直し、エネルギー効率化により、経費の縮減が図れている。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	コストパフォーマンスを意識しながら、適度な施設整備・維持管理が行われている。また、理事会・総会での確認を行い、管理運営の適正性を判断している。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	定期的に見回りを行い、現状を把握し、必要があれば修理作業を行っている。また、害虫発生に至るまで、危険箇所についての情報を共有し、利用者への注意喚起を行っている。	適

(2) 点数評価項目 【評価基準】 A:協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B:協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態 C:協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画通りの成果があったか。	利用状況、決算状況等を月別に精査し、即座に検討・改善している。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	青少年対象の自然体験活動や幼児・家族連れ対象の事業を実施している。また、実施したプログラムはリピーターも多く、計画以上の成果が出ている。	A
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上、苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	しみんだより・独自HPを利用した情報発信をし、利用者の希望に細かく対応することで、リピーターを多数獲得している。また、要望・苦情についての連絡体制が整備され、対応は迅速である。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営出来ているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	経費縮減を徹底しているが、燃料費等の物価高騰に伴い提案管理料と運営のバランスをとることが困難な状況にある。今後も指定管理料内での施設の効率運営を継続し、新たな自主事業等による財源確保を検討する必要がある。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統・責任権限含む)であったか。	施設の管理運営に支障のない人員配置である。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	業務遂行のために必要な職員の確保・育成のために、職員の採用及び研修・指導に関する具体的・効果的な方策が行われたか。	類似施設との研修会等への参加など、類似施設や事業の情報交換に積極的である。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状態の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	燃料費等の物価高騰に伴い、提案管理料と運営のバランスをとることが困難な状況にあるが、経費縮減を徹底し、安定した施設運営を行っている。また、団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはない。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	公的施設の管理に対する考え方	施設を管理運営する上で、特に重視しているコンセンサスがあるか。	青少年の健全な育成のため、また地域資源の活性化と保全のため、近隣地域と協力した効果的な施設運営を行っている。	B
	行政との連携	これまで指定管理者あるいは委託事業の受託者として、行政と円滑に連携できた実績はあるか。市の方針に対する理解は十分か。	施設の設置目的を理解した運営が出来ている。	B
	要望・苦情への対応	利用者が要望・苦情を述べやすい環境づくりができていますか	アンケート用紙を配置し、要望等については、内容を精査し迅速な対応をしている。また、連絡表やミーティングなどで情報共有し、重要なものについては、理事会に報告をしている。	B
	アンケート調査の実施	アンケートを実施しているか。また実施結果を把握しているか。	利用者からは満足度の高い評価を得ているが、回答数が少ないため、今後はより多くの利用者へ回答してもらえるよう声掛け等工夫して欲しい。	C

5. 総合評価

総合評価	近隣地域との協働が図られ、自主事業のプログラムも充実しており、施設を生かしたプログラムの企画力には目をみはるものがある。今後は、アンケート調査の回答率を上げてニーズを把握する等更なる利用者の増加を目指すとともに、利用者増加に対応できるよう、コストマネジメントを徹底するとともに、継続的に新たな自主事業等を開発し、財源確保の方策を検討していく必要がある。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（令和5年度）

1. 施設概要

施設名	上深川歴史民俗資料館	評価主体	教育部 文化財課
指定管理者	奈良市上深川町自治会 (非公募)	指定の期間	令和 5年4月 1日から 令和10年3月31日まで (5年間)
設置目的	地域の文化財を保存し、その活用を図る。特に地域の無形民俗文化財の伝承に関する事業を行う。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認 ・実地調査(年2回 10月 3月)	利用者の満足度調査等	利用者との意見交換	実地調査実施日	令和6年3月6日 令和5年10月12日
-------------	--------------------------------	------------	-----------	---------	------------------------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料/利用料金)収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和5年度	209,536	-	700	829	69	-	-	100
令和4年度	209,536	-	700	625	59	-	-	100
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として收受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	上深川町住民及び市民による利用が、問題なく行われたか。正当な理由なく一部の住民を優遇していないか。	主な利用者である地域住民からの要望も聞きながら、住民の民俗芸能伝承のための事業等が計画され、施設の利用が問題なく行われた。また利用に関するトラブルもなかった。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	上深川町住民及び市民による情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	自治会集會等の機会を通して、資料館の利用計画や利用状況について住民に説明、意見交換が行われた。また見学の要望や問い合わせにも問題なく対応できていた。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	個人情報に記載されている書類等は保管場所を定め、利用者の目に触れる所には置かない等、対応できていた。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が行われたか。	収支計画に沿って適正に予算が執行された。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、施設の保守・点検その他施設の維持管理が適切に行われたか。	定期的に施設・備品の点検・清掃等が行われており、適切に維持管理が行われた。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、適切に行われたか。	自治会長、自治会役員により、定期的に毀損の有無や施設など施設の安全確認が行われた。また事故や災害の際の連絡体制も管理者内で確認されており、適切に対応できた。	適

(2) 点数評価項目 【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態 C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画 自主事業実施計画	地域の無形民俗文化財の伝承に関する事業等が、計画どおり実施されたか。	ユネスコ無形文化遺産、重要無形民俗文化財に指定されている題目立の後継者育成、定期公開等が、当施設で計画通りに問題なく実施された。これらを通して無形民俗文化財の保存継承を図ることができた。題目立関係資料の保管も適切に行われ、定期公演にあわせて公開も行われた。	A
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用者への対応は適切に行われたか、また利用の促進が図られたか。	題目立後継者育成のための地域住民による利用に丁寧な対応を行った。パンフレット、映像などにより、わかりやすく説明できるように準備が整えられていた。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	収支予算書、通帳、領収書等関係綴りを確認したところ、指定管理料は適正に執行されている。夜間の使用を抑える、施設周辺の草刈を自治会で行うなどで経費縮減に取り組んでいる。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	効果的な職員の配置・勤務体制であったか。	自治会長以下、自治会役員と町内隣組6組の組長が当番制で施設の管理、利用者や来訪者への対応を行うことになっており、この体制で問題なく運営が行われた。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされていたか。	設置時から地元自治会による管理運営がなされており、これまでの業務の実績・ノウハウが効果的に反映されている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	事業計画に沿って安定的に事業が実施できている。自治会の財務状況も安定している。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	地域における連携・貢献	地域における連携・貢献に寄与しているか。	題目立の練習、公開の拠点として機能しており、地域に伝わる貴重な無形民俗文化財の後継者育成に寄与した。	A
	施設の設置目的に対する考え方	市の方針・施設の性格・設置目的等を的確に把握し、指定管理者となる意義や責務を認識しているか。	当該施設の管理について十分責務を認識しており、題目立の伝承活動等のために地域住民が有効に利用できる施設として管理運営がなされている。	B
	施設の管理運営に対する熱意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱意や、施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	適切に施設の管理運営を行うとともに、民俗文化財の伝承活動の拠点として機能するよう、意欲的に取り組んでいる。	A

5. 総合評価

総合評価	上深川歴史民俗資料館の管理運営は、地域に伝わる無形民俗文化財の伝承に関する事業の実施を主な業務としている。管理者は、地域の無形民俗文化財「題目立」(ユネスコ無形文化遺産・重要無形民俗文化財)について、題目立保存会とともに後継者育成の事業を計画して、計画どおり練習等を行い、その成果として令和5年10月12日に題目立を上演した。当該施設は事業の拠点として機能しており、無形民俗文化財の保存伝承に寄与する施設の管理運営ができている。また館蔵資料や文化財への問合せ等にも丁寧に対応している。施設の点検等、日常の維持管理も問題なく行われ、当該施設の指定管理者として適切な管理が行われたと評価できる。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--